

吹田市立学校・保育施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質疑回答書

NO.	資料名等	質問	回答																																																																																																																		
1	添付資料1-3 対象業務概要 32頁	業務番号 No.47 について、小中学校が合わせて54校ありますが、配布されている添付資料では毎年20校程度の実績となっています。残りの約30校は実施していないのでしょうか。	小・中学校樹木剪定等業務は、現行、学校から所管に要望があった場合に、当該年度の予算の範囲内で、その都度対応しています。そのため、実施校や実績件数等が年度ごとに決まっているものではありません。毎年度の実績については、添付資料1-5の別紙④～⑥や参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照ください。																																																																																																																		
2	添付資料1-3 対象業務概要 32-33頁	業務番号 No.47、48、49 について、各小中学校、幼稚園、保育園等の樹木植栽本数を明記した資料をご教示ください。最新の寸法等があれば明記してください。	各施設における樹木植栽本数やその最新の寸法等をとりまとめた資料等はありませんが、毎年度の実績については、添付資料1-5の別紙④～⑥や参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照ください。																																																																																																																		
3	添付資料1-3 対象業務概要 33-34頁	業務番号 No.50、51、52、53 について、各小中学校、幼稚園、保育園等の除草面積を明記した資料をご教示ください。	<p>除草面積（直近の実績）は、下表のとおりです。なお、当該年度ごとの対象校や面積等については、今後変更することがあります。</p> <p style="text-align: center;"><b>小学校</b></p> <table border="1" data-bbox="1656 905 2591 1961"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">【1回目】</th> <th colspan="2">【2回目】</th> </tr> <tr> <th>面積（㎡）</th> <th>うち、法面</th> <th>面積（㎡）</th> <th>うち、法面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>吹田第三小学校</td><td>120</td><td>120</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>吹田南小学校</td><td>1,245</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>千里第二小学校</td><td>2,050</td><td>2,050</td><td>1,050</td><td>1,050</td></tr> <tr><td>千里第三小学校</td><td>710</td><td>430</td><td>710</td><td>330</td></tr> <tr><td>千里新田小学校</td><td>2,500</td><td>2,500</td><td>2,300</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>岸部第一小学校</td><td>150</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>豊津第二小学校</td><td>800</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>山手小学校</td><td>590</td><td>500</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>片山小学校</td><td>360</td><td>230</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>東山田小学校</td><td>3,800</td><td>3,800</td><td>40</td><td>0</td></tr> <tr><td>南山田小学校</td><td>770</td><td>770</td><td>670</td><td>670</td></tr> <tr><td>西山田小学校</td><td>780</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>北山田小学校</td><td>1,500</td><td>1,500</td><td>1,500</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>佐竹台小学校</td><td>580</td><td>580</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>高野台小学校</td><td>3,740</td><td>2,540</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>津雲台小学校</td><td>4,860</td><td>4,000</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>古江台小学校</td><td>1,600</td><td>1,600</td><td>3,300</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>藤白台小学校</td><td>2,300</td><td>2,300</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>青山台小学校</td><td>4,000</td><td>4,000</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>桃山台小学校</td><td>1,100</td><td>1,100</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>千里たけみ小学校</td><td>450</td><td>450</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	施設名	【1回目】		【2回目】		面積（㎡）	うち、法面	面積（㎡）	うち、法面	吹田第三小学校	120	120	—	—	吹田南小学校	1,245	0	—	—	千里第二小学校	2,050	2,050	1,050	1,050	千里第三小学校	710	430	710	330	千里新田小学校	2,500	2,500	2,300	2,300	岸部第一小学校	150	0	—	—	豊津第二小学校	800	0	—	—	山手小学校	590	500	—	—	片山小学校	360	230	—	—	東山田小学校	3,800	3,800	40	0	南山田小学校	770	770	670	670	西山田小学校	780	0	—	—	北山田小学校	1,500	1,500	1,500	1,500	佐竹台小学校	580	580	—	—	高野台小学校	3,740	2,540	—	—	津雲台小学校	4,860	4,000	—	—	古江台小学校	1,600	1,600	3,300	2,500	藤白台小学校	2,300	2,300	1,200	1,200	青山台小学校	4,000	4,000	—	—	桃山台小学校	1,100	1,100	—	—	千里たけみ小学校	450	450	—	—
施設名	【1回目】		【2回目】																																																																																																																		
	面積（㎡）	うち、法面	面積（㎡）	うち、法面																																																																																																																	
吹田第三小学校	120	120	—	—																																																																																																																	
吹田南小学校	1,245	0	—	—																																																																																																																	
千里第二小学校	2,050	2,050	1,050	1,050																																																																																																																	
千里第三小学校	710	430	710	330																																																																																																																	
千里新田小学校	2,500	2,500	2,300	2,300																																																																																																																	
岸部第一小学校	150	0	—	—																																																																																																																	
豊津第二小学校	800	0	—	—																																																																																																																	
山手小学校	590	500	—	—																																																																																																																	
片山小学校	360	230	—	—																																																																																																																	
東山田小学校	3,800	3,800	40	0																																																																																																																	
南山田小学校	770	770	670	670																																																																																																																	
西山田小学校	780	0	—	—																																																																																																																	
北山田小学校	1,500	1,500	1,500	1,500																																																																																																																	
佐竹台小学校	580	580	—	—																																																																																																																	
高野台小学校	3,740	2,540	—	—																																																																																																																	
津雲台小学校	4,860	4,000	—	—																																																																																																																	
古江台小学校	1,600	1,600	3,300	2,500																																																																																																																	
藤白台小学校	2,300	2,300	1,200	1,200																																																																																																																	
青山台小学校	4,000	4,000	—	—																																																																																																																	
桃山台小学校	1,100	1,100	—	—																																																																																																																	
千里たけみ小学校	450	450	—	—																																																																																																																	

			<p><b>中学校</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">【1回目】</th> <th colspan="2">【2回目】</th> </tr> <tr> <th>面積 (㎡)</th> <th>うち、法面</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>うち、法面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一中学校</td> <td>1,280</td> <td>1,280</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>片山中学校</td> <td>1,550</td> <td>1,550</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>南千里中学校</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>西山田中学校</td> <td>1,400</td> <td>580</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>山田東中学校</td> <td>1,800</td> <td>1,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千里丘中学校</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>3,700</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>高野台中学校</td> <td>1,180</td> <td>800</td> <td>680</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>青山台中学校</td> <td>3,700</td> <td>3,700</td> <td>3,700</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>竹見台中学校</td> <td>2,100</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>古江台中学校</td> <td>7,800</td> <td>7,800</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>保育所・小規模保育施設</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南千里保育園</td> <td>919</td> </tr> <tr> <td>千三保育園</td> <td>907</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>認定こども園</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園佐竹台幼稚園</td> <td>1,780</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>留守家庭児童育成室</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千里丘北留守家庭児童育成室</td> <td>373</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	【1回目】		【2回目】		面積 (㎡)	うち、法面	面積 (㎡)	うち、法面	第一中学校	1,280	1,280	—	—	片山中学校	1,550	1,550	—	—	南千里中学校	3,000	3,000	3,000	3,000	西山田中学校	1,400	580	—	—	山田東中学校	1,800	1,000	—	—	千里丘中学校	330	330	3,700	3,700	高野台中学校	1,180	800	680	180	青山台中学校	3,700	3,700	3,700	3,700	竹見台中学校	2,100	1,200	1,200	1,200	古江台中学校	7,800	7,800	—	—	施設名	面積 (㎡)	南千里保育園	919	千三保育園	907	施設名	面積 (㎡)	認定こども園佐竹台幼稚園	1,780	施設名	面積 (㎡)	千里丘北留守家庭児童育成室	373
施設名	【1回目】		【2回目】																																																																									
	面積 (㎡)	うち、法面	面積 (㎡)	うち、法面																																																																								
第一中学校	1,280	1,280	—	—																																																																								
片山中学校	1,550	1,550	—	—																																																																								
南千里中学校	3,000	3,000	3,000	3,000																																																																								
西山田中学校	1,400	580	—	—																																																																								
山田東中学校	1,800	1,000	—	—																																																																								
千里丘中学校	330	330	3,700	3,700																																																																								
高野台中学校	1,180	800	680	180																																																																								
青山台中学校	3,700	3,700	3,700	3,700																																																																								
竹見台中学校	2,100	1,200	1,200	1,200																																																																								
古江台中学校	7,800	7,800	—	—																																																																								
施設名	面積 (㎡)																																																																											
南千里保育園	919																																																																											
千三保育園	907																																																																											
施設名	面積 (㎡)																																																																											
認定こども園佐竹台幼稚園	1,780																																																																											
施設名	面積 (㎡)																																																																											
千里丘北留守家庭児童育成室	373																																																																											
4	添付資料 1-3 対象業務概要 32-34頁	業務番号 No.47-No.53 について、各小中学校、幼稚園、保育園等の除草と剪定は、各施設からの要望で実施していたのでしょうか。	小・中学校、幼稚園及び保育園等（以下「学校等」という。）における樹木剪定等業務は、現行、学校等から所管に要望があった場合に、当該年度の予算の範囲内でその都度対応しており、実施校や実績件数等が年度ごとに決まっているものではありません。除草業務においても、あらかじめ各学校等と協議して決定した面積について実施しており、実施校や実績件数等が年度ごとに決まっているものではありません。また、学校校務員や幼稚園等環境整備業務員（業務番号 No.55）が対応できる範囲は対象としているものではありません。なお、千里丘北留守家庭児童育成室については、令和4年2月に小学校の敷地外に開設した施設であるため、今後、施設の状況を把握しながら実施方法を検討する必要があるものと考えています。直近では、今年度11月に除草業務、2月に除草業務及び樹木剪定業務を実施する予定です。																																																																									
5	添付資料 1-3 対象業務概要	業務番号 No.23、24 について、各小中学校、幼稚園、保育園等の遊具点検は、専門業者に毎年委託されていたのでしょうか。	業務番号 No.23 及び No.24 については、令和3年度から本業務を開始していますが、令和4年度は実施していません。令和5年度以降の実施予定については、添付資料 1-3 対象業務概要の記載事項(業務番号 No.23-No.24)																																																																									

	16-17頁		のとおりです。
6	—	各小中学校、幼稚園、保育園等のグラウンドの整地や排水不良の是正を専門業者に委託されたことがあればお教えください。	小・中学校、幼稚園及び保育所等のグラウンドの整地や排水不良のうち、各施設が行う日常的な管理や清掃で改善できないものは、修繕や委託業務により対応しています。なお、修繕で対応したものについては、添付資料1-5の別紙①～③を参照ください。
7	—	幼稚園、保育園等の砂場の砂の入れ替え等はどうされているのですか。	幼稚園、保育園等の砂場の砂の入れ替えは、現行、各園から所管に要望があった場合に、当該年度の予算の範囲内で、その都度対応しています。そのため、実施園や実績件数等が年度ごとに決まっているものではありません。また、搬出の必要が無く、砂の量を増やすだけの場合は物品購入での対応になる見込みとなるため、本業務の対象外です。
8	—	スズメバチやイラガ等の人体に及ぼす害虫の対処方法は、どうされているのですか。	御質問の内容は本業務の対象範囲としていません。現行は、本市関係部署へ依頼するなどして対応しています。
9	公募型プロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。) 3頁	1-(3) 受託業務については、貴市と同様の発注者代行としての業務、又は、請負工事としての元請としての業務のどちらに該当するでしょうか。	受託者は、本業務全体の請負者(元請)です。受託者は、マネジメント業務(総括管理業務)を行い、実作業は主に市内業者を中心とした協力会社(再委託先)に行っていただきたいと考えています。また、受託者には請負者としての責任を果たしていただくため、各業務の監理を行っていただく必要もあると考えています。こうしたことから、監理業務に関わる費用は総括管理業務の費用に計上してください。例えば、添付資料1-1仕様書(第3章-3)の記載事項のとおり、修繕業務に関わる費用に、案件ごとに材料や作業費等以外の監理経費のような費用を計上しないようにしてください。
10	実施要領 3頁	1-(3) 各修繕工事、委託管理業務(点検時での部品交換、植栽剪定他)において発生する廃材は産業廃棄物処分となると考えます。現状、貴市から発注で、各業者が排出事業者として処理されていると思いますが、どのような管理をされているでしょうか。	本業務における廃材、廃油、廃棄物の処理については、添付資料1-1仕様書(第1章2-(8))の記載事項のとおりです。現行における管理については、各業務の受託者により処理していただいているため、お示しすることはできません。
11	実施要領 4頁	2-(2)-①-キ 本業務の総括責任者であるビルメンテナンス等の業務責任者の実務経験とは、ビルメンテナンス業に限定するものではなく、同等の業務内容例えば、建物保全業務も対象と考えて良いでしょうか。	ご指摘のとおり「ビルメンテナンス等」としてはありますが、ビルメンテナンスに限っているものではありませんので、建物保全業務を対象としていただいても構いません。
12	実施要領 7頁	5-(6)-③-ア 参加表明書等の提出書類の副本作成にあたって、「参加者(構成団体を含む。)を特定することができる内容(団体名や実績の名称)は、記載しないこと。」とありますが、正本で記載した内容で名称や団体名のみが対象で住所や代表者等については対象外でしょうか。また黒色でマスキングするのか、空白にしておくのかどちらでしょうか。更には業務受託実績の個別名称や証明書類・財務諸表等の名称についても該当することになるのでしょうか。	参加表明書の副本に関する取扱いについては、令和4年10月24日付で、副本の提出を求めないという内容で実施要領を修正し、本市学校管理課ホームページに修正後の実施要領を公開していますので、そちらを確認ください。なお、企画提案書の副本に関する取扱いについては、特定できる内容をマスキングするか空白にするかについては、貴社において判断してください。
13	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 同種業務実績表の提出は、JVを構成するすべての団体が必要でしょうか。	同種業務実績を有していることは参加資格要件であり、企画提案審査の評価対象としていることから同種業務実績表(様式8)は必ず提出してください。また、共同企業体等(JV)によるグループ応募の場合は、構成団体のうち同種実績がない事業者は提出していただく必要は結構ですが、ある場合は、事業者ごとに作成し、提出してください。
14	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 会社概要書へ添付する登記簿謄本および、証明書類等については、原本ではなく、写しを添付することよろしいでしょうか。	証明書類、財務諸表等及び各様式に添付する書類は、すべて写し可とします。
15	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 証明書類について ①法人の場合、法人税・消費税・地方消費税の納税を証明する書類とありますが、	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明若しくは未納がないことを証明できる書類を提出してください。

		未納なしを証明する書類を添付することでもよろしいでしょうか。	
16	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 財務諸表等について、①貸借対照表、②損益計算書又は収支計算書についてはありますが、③キャッシュフロー計算書又はこれに類するもの④勘定科目内訳明細書については特に作成しておりませんので、本書類の提出はなしでもよろしいでしょうか。	財政基盤、決算状況は評価対象としており、本業務の実施に当たり十分な財政基盤を有しているかを審査するため、財務諸表等の提出を求めているものです。③及び④の書類の作成をしていないのであれば提出は結構です。
17	実施要領 11頁	8-(3)-② 応募の無効事由に当たる「提案上限額以上の費用が発生する提案」とは、年度ごとでしょうか。総額でしょうか。	実施要領(1-(6))では、契約期間の総額として提案上限額を提示するとともに、表①で年度別上限額を提示しています。従って、「提案上限額以上の費用」とは、総額かつ年度ごとの上限額を指しています。
18	実施要領 12頁	9-(3) 修繕業務の費用は、各年度の事業開始前に事前に支払われるのでしょうか。	実施要領(9-(3))の記載事項のとおりですが、支払方法について協議することは可能です。
19	実施要領 12頁	9-(4) 契約保証金が契約金額の100分の5以上とのことですが、各年度単位ではなく総額でしょうか。	そのとおりです。添付資料4の第3条及びNO.129を参照ください。
20	添付資料1-1 仕様書 2頁	特記事項 貴市が要求する性能を担保した上で、仕様書と異なる内容の提案を提案書に記載してもよいでしょうか。	添付資料1-1仕様書(特記事項及び第1章-6)の記載事項のとおりです。本市が要求する水準を満たした上で、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討し、企画提案書に御提案ください。
21	添付資料1-1 仕様書 2頁	第1章-1-(1) 業務責任者及び業務従事者の再委託先の定義に、修繕業務の発注先である協力会社社員及び作業員も含まれますか。	含みます。
22	添付資料1-1 仕様書 3頁	第1章-2-(4) 業務については原則、平日(休日)8:45~17:30となっておりますが、必要があれば早出・残業することは可能でしょうか。	貴社が必要と考えることについては、企画提案書に御提案ください。受託者決定後、企画提案の内容を踏まえ、受託者と協議の上、決定します。
23	添付資料1-1 仕様書 3頁	第1章-2-(9) 本業務上知り得た全ての情報は他に漏らしてはならないとあるが、点検・修繕会社は対象外との認識で良いでしょうか。(「受託者」の定義・範囲)	実施要領(3-(4))の記載事項のとおり、受託者は再委託先に対しても受託者の義務と同等の義務を課すものとしています。
24	添付資料1-1 仕様書 3頁	第1章-4 本業務の実施に必要な設備、計器・・・等を受託者の責任と負担により調達することとありますが、現状存在する設備等は許諾を得れば使用可能との認識で良いでしょうか。	添付資料1-1仕様書(第1章-4)の記載事項のとおり、本業務を実施するに当たり必要な使用機材等は受託者が用意してください。
25	添付資料1-1 仕様書 3-4頁	第1章-6 「独自提案による追加業務の実施」について、追加業務に関する費用は見積額に含まないとの理解でよいでしょうか。	企画提案いただく内容に関わるすべての費用は、提案上限額の範囲内で御提案ください。
26	添付資料1-1 仕様書 4頁	第1章-7 包括管理業務の保守点検等業務は、特に記載のないものは、現状行われている内容と同等と考えて良いでしょうか。	添付資料1-3対象業務概要と参考資料として配布している従前の契約書・仕様の記載事項を踏まえ、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討してください。
27	添付資料1-1 仕様書 4頁	第1章-7 包括管理業務導入に際して、市内業者(点検・修繕等)への説明は実施されてますでしょうか。	現時点では実施していません。実施するか否か、また実施する場合の方法は、受託者決定後、受託者と協議の上、決定します。
28	添付資料1-1	第1章-9	業務を実施する上で、購入の必要があった場合の想定について記載しています。

	仕様書 4頁	委託料により物品を購入させるとは、具体的にどのような物でしょうか。	
29	添付資料1-1 仕様書 5頁	第1章-17 学校校務員は、小・中学校の全校（54校）に1人/1校配置されているのでしょうか。また、包括管理へ移行後も、市にて継続的に校務員対応する学校はあるのでしょうか。	学校校務員は小・中学校54校のすべてに配置しています。ただし、現行では54校のうち4校は外注（委託）により配置しており、令和5年度には20校に増加しますが、この20校を本業務の対象としています。しかし、これに係る配置校やブロック分けについては、現時点で決定していませんので、受託者決定後、受託者に開示します。なお、本業務で配置していただく学校校務員の休憩時間及び配置人数については、令和4年11月14日付で、添付資料1-1対象業務概要（業務番号NO.33）に追記し、本市学校管理課ホームページに修正後の同資料を公開していますので、そちらも確認ください。
30	添付資料1-1 仕様書 6頁	第2章-10 避難所を開設した場合は、積極的に協力することとありますが、協力の範囲はどこまでと想定されているのでしょうか。例えば、避難所の開錠や閉錠だけではなく、資材の購入等、別途費用が発生するものは含まないとの認識でよろしいでしょうか。	避難所の開設に直接的に協力していただくものではなく、例えば、災害により施設や設備が破損又は故障し、緊急的に修繕対応しなければ避難所の開設（運営）に影響がある場合や、各施設の課業日の日中の被災であれば警備業務の立哨による避難者対応の協力要請等に協力いただくことを想定しています。なお、これらの対応に関わる費用は、その協力対応の内容や規模を踏まえて、受託者と協議の上、決定します。
31	添付資料1-1 仕様書 7頁	第3章-3 「受託者に係る材料や作業等の費用」が発生する場合、その判断は受託者が行うと考えて良いでしょうか。また実施した場合の精算方法は現状、どのように考えておられますか。	「受託者に係る材料や作業等の費用」については、受託者が判断や積算を行っていただいで構いません。ただし、修繕業務に関わる費用については、NO.9及びNO.18を参照ください。
32	添付資料1-1 仕様書 7-8頁	第3章-4 施設巡回において、学校施設等の校内調査を行うことがありますが、現地調査時間の制約（現地調査は放課後に限る等）はありますか。	特に制約はありませんが、各施設の運営への影響を最大限に配慮した上で、行っていただきます。
33	添付資料1-1 仕様書 7-8頁	第3章-4 災害時の緊急点検等で、追加の業務が発生する場合は、別途追加での費用で実施するとの認識でよいでしょうか。	NO.30と同じ
34	添付資料1-1 仕様書 8頁	第3章-5 不具合通報について、各学校の職員および留守家庭児童育成室より、直接受託者に連絡があるのでしょうか。それとも市の各課を通じて受託者に連絡があるのでしょうか。	各施設から直接受託者に連絡することも想定していますが、業務実施体制は評価対象としていますので、貴社が必要と考えるその実施方法等を検討し、企画提案書に御提案ください。
35	添付資料1-1 仕様書 8頁	第3章-6 「軽微な補修等」の対象として「上記1～5の各業務」とあり、「3 修繕業務」が含まれています。「軽微な補修等」は「自らの負担で補修する」ことになっていますが、「3 修繕業務」では「本業務に係る費用を受託者に係る材料や作業等の費用のみとし・・・」となっているため、受託者が直営にて修繕した場合は実績を精算することになっています。「軽微な補修等」による受託者の負担で実施する範囲と、「3 修繕業務」のうち直営修繕で実施する範囲の違いをご教示願います。	添付資料1-1（第1章の8）の記載事項を十分に踏まえた上で、軽微な補修か否かの判断は、受託者で行ってください。また、貴社が考える修繕業務（業務番号NO.66）と軽微な補修の実施内容、実施方法及び頻度等を検討し、企画提案書に御提案ください。
36	添付資料1-1 仕様書 8-9頁	第3章-7-(1)・(2) 業務実施計画書、業務報告書、定例連絡調整会議は施設所管課別ではなく全体一括で行うという認識でよいでしょうか。	受託者決定後、受託者と協議の上、実施方法を決定します。
37	添付資料1-1 仕様書 9頁	第3章-7-(3) 「維持管理マニュアル」は現状ございますか。また、どのような内容を想定されているのでしょうか。業務実施計画書との違いは何でしょうか。	現行、対象業務のすべてに統一的な維持管理マニュアルはありません。本市が求めている水準は既存のマニュアルの見直しではなく、新たに作成をお願いするものです。業務開始前までに提出していただくマニュアルは、各業務に関する事項（実施方法、手順、頻度、体制、緊急時の対応方法等）の内容の記載を想定しています。業務実施計画書は、各業務の目的、実施体制やスケジュール、予算等を記載し、本市と受託者間で、業務の実

			施に当たり確認しなければならない認識事項の内容の記載を想定しています。
37	添付資料 1-2 対象施設一覧表 2 頁	留守家庭児童育成室は運営形態が直営と委託では包括管理受託者の業務で対応が異なる事項はありますか。例えば委託者との直接的な連絡調整が必要な事項がありますか。	運営形態により対応が異なる事項は生じないものと考えています。各施設との連絡調整等の実施体制については、評価対象としておりますので、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討し、企画提案書に御提案ください。
38	添付資料 1-3 対象業務概要	全般 各対象業務に関する市側の窓口は各業務概要に記載されている担当箇所となるのでしょうか。市側で窓口をとりまとめられる箇所はないということでしょうか。	現在、本業務の開始時期に併せて、とりまとめ部署の設置を検討しています。(現時点では検討段階であって、決定しているものではありません。)
39	添付資料 1-3 対象業務概要	全般 特記事項に作業時間の制約の記載がない場合は、通常の業務時間の範囲であれば特に制約が無いものと考えてよいでしょうか。	別添「回答 NO.39 の別紙」を参照ください。各施設で休業日や稼働時間等が異なるため、統一した制約は特にありませんが、各施設の授業や保育時間等への影響を十分に配慮した上で、業務を実施していただきます。また、業務や施設ごとの作業時間や実施方法等の詳細については、受託者決定後、受託者と協議の上、決定します。
40	添付資料 1-3 対象業務概要 32-35 頁、36 頁、 38 頁、39-40 頁	全般 「16. 樹木管理等」「19. 衛生管理」「21. 鳥獣対策」「22. 情報通信機器保守」が必要に応じて実施することになっているため、見積りが困難です。修繕業務と同様に精算対応とするか、受託者側が各年度で見込んだ額を上限として協議頂くことは可能でしょうか。	対応内容を踏まえて協議することは可能です。見積金額の算出に当たっては、添付資料 1-3 対象業務概要及び参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照ください。
41	添付資料 1-3 対象業務概要	全般 令和 5 年度は 10 月以降のみが見積り範囲のため、過年度の実績につきまして、上半期と下半期に分けてご教示願います。	添付資料 1-3 対象業務概要及び参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照ください。
42	添付資料 1-3 対象業務概要 3 頁	業務番号 No.6 千里丘北留守家庭児童育成室の実績がないとのことですが、令和 4 年度前期(4~9 月)は既に点検を実施されてないでしょうか。実施していれば契約書及び仕様書をご教示願います。	別添「回答 NO.42 の別紙」のとおりです。なお、契約書は本市財務規則の規定により省略しています。
43	添付資料 1-3 対象業務概要 8 頁	業務番号 No.12 ポンプ機械保守点検の業務内容のうち「(3)学校別の配置図、ポンプの位置、機種、管径及び台数、各水槽の位置を記入した図面の作成」については、すでにあるものの更新という理解でよいでしょうか。	既存の図面の見直しではなく、新たに作成をお願いするものです。既存の図面は、受託者決定後、受託者に開示します。
44	添付資料 1-3 対象業務概要 13 頁	業務番号 No.19 従前の外壁の赤外線調査の実施方法についてご教示願います。(ゴンドラ、ロープ、全面足場、ドローン等)	現在、1 階部分は打診調査、それ以上は目視及び赤外線カメラによる調査を実施しています。
45	添付資料 1-3 対象業務概要 13 頁	業務番号 No.19 小中学校及び幼稚園、業務番号 NO.20 保育所等において、令和 5 年度の対象施設数が(10 月~3 月)となっていますが、上期中に実施済み予定の範囲をご教示願います。	「3 対象施設数」における令和 5 年度の「(10 月~3 月)」との記載は実施時期を示しています。したがって、令和 5 年度の対象施設数(実施数)は、当該項目に記載のとおりです。
46	添付資料 1-3 対象業務概要 13-14 頁	業務番号 No.20 保育所等において、3 年に 1 回実施する建築点検の各年度の対象園数をご教示願います。	令和 5 年度 3 園、令和 6 年度 4 園、令和 7 年度 9 園、令和 8 年度 3 園、令和 9 年度 4 園です。
47	添付資料 1-3 対象業務概要 15 頁	業務番号 No.22 保育所等 GHP 点検のフロン排出抑制法に基づく定期点検の頻度と対象年度をご教示願います。	現時点でフロン排出抑制法に基づく定期点検の対象となる機器はありませんが、今後、対象となる機器が設置された場合は必要に応じて定期点検を実施することとなります。
48	添付資料 1-3 対象業務概要 16-17 頁	遊具等安全点検について、小中学校(業務番号 No.23)、保育所(業務番号 No.24)ともに頻度は年に 1 回となっていますが、修繕業務契約実績一覧表には 2021 年度しか実績がありません。従前の契約書・仕様書には 2021 年度の書類が添付されているため、2022 年度の契約実績も不明です。数年サイクルの実施ではなく、仕様書通り	令和 3 年度から業務を開始していますが、令和 4 年度は実施していません。令和 5 年度以降の実施については、添付資料 1-3 対象業務概要(業務番号 NO.23-NO.24)の記載事項のとおりです。また、遊具等の対象基数は、現時点で小・中学校は約 900 基数、幼稚園・保育所等は 232 基数ですが、今後基数に変更は生じます。

		に、毎年度の実施で間違いありませんか。また、対象施設数に（10月～3月）となっており、令和5年度の包括管理事業者による対象範囲（基数）が不明なため、対象範囲の提示を願います。	
49	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 学校事務員業務等従事員配置について、校務員を配置する施設数（20校）と小・中学校の施設数（計54校）が一致しませんが、受託者にて校務員の配置が必要な小・中学校をご教示願います。また配置が不要な小・中学校の校務員業務は本包括管理業務に含まれないのでしょうか。	NO.29と同じ
	添付資料1-2 対象施設一覧表 1頁		
50	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 学校事務員業務等従事員配置について、全ての小・中学校において校務員室および校務員作業室はあるのでしょうか。	校務員室はすべての小・中学校にありますが、校務作業室は必ずあるものではありません。
51	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 学校校務員業務等従事員配置について、校務員業務に必要な工具や消耗品等について、既に校務員作業室に備えられているものを使用可能でしょうか。また受託者による軽微な補修等で使用可能でしょうか。	業務番号 NO. 33 において使用する場合に限り既存のものを使用していただくことは可能ですが、現行については、参考資料として配布している従前の契約書・仕様書の経費負担区分一覧のとおり、使用後の破損、摩耗等による修繕に係る費用及び業務において必要な消耗品に係る費用は受託者の負担となっています。なお、その他の業務では受託者で用意してください。
52	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 学校校務員業務等従事員配置について、午前8時から午後4時30分の勤務のうち、昼休憩を取るようになるかと思いますが、その間は代務要員確保の必要はないとの認識でよいでしょうか。	そのとおりです。なお、本業務で配置していただく学校校務員の休憩時間及び配置人数については、令和4年11月14日付で、添付資料1-1 対象業務概要（業務番号 NO. 33）に追記し、本市学校管理課ホームページに修正後の同資料を公開していますので、そちらも確認ください。
53	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 学校校務員業務等従事員配置について、校務員が利用できる学校施設・設備（ロッカー、更衣室、トイレ等）をご教示願います。	当該業務（業務番号 NO. 33）において使用する場合に限り、校務員室にある設備や備品等を使用していただくことは可能です。
54	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 学校校務員業務等従事員配置について、通勤は自家用車可能でしょうか。また、責任者業務の巡回についても自家用車が可能でしょうか。	NO.75と同じ。本業務を遂行するための巡回において車を乗り入れていただくことは可能です。ただし、自家用車の乗り入れや、通勤手段のための車の乗り入れは一切認めておりません。（自転車・バイクは可）
55	添付資料1-3 対象業務概要 32-35頁	樹木剪定業務、除草について、「必要に応じて実施している…」とありますが包括管理において必要性の判断は誰が行うのでしょうか。	NO.1及びNO.4と同じ
56	添付資料1-3 対象業務概要 32-33頁	業務番号 No. 49 千里丘北留守家庭児童育成室の実績がないとのことですが、令和4年度前期（4～9月）で剪定は実施していないのでしょうか。実施していれば契約書及び仕様書をご教示願います。	別添「回答 NO.56 の別紙」のとおりです。
57	添付資料1-3 対象業務概要 35頁	全ての幼稚園において、業務番号 No. 55 幼稚園等環境整備に係る要員の待機場所、執務場所は用意されているでしょうか。	各園で従事者用の場所はありますが、専用部屋は必ずあるものではありません。
58	添付資料1-3 対象業務概要 37頁	業務番号 No. 61 では作業時間の制約を設けていますが、同種業務である業務番号 No. 59 および業務番号 No. 60 は特に制約はありませんか。	NO.39と同じ。
59	添付資料1-3 対象業務概要	業務番号 No. 60 中学校の害虫駆除の実績がないとのことですが、令和4年度から新規事業として既に実施していると思われるため、契約書及び仕様書をご教示願いま	今現在、未実施であるため契約書等はありません。根拠法令に基づき、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討してください。受託者決定後、受託者と協議の上、詳細な実施方法を決定します。

	37頁	す。	
60	添付資料1-3 対象業務概要 39-40頁	業務番号 No.64 ネットワーク保守の実績がないとのことですが、令和4年度から新規事業として既に実施していると思われるため、契約書及び仕様書をご教示願います。	別添「回答 NO.60 の別紙」のとおりです。
61	添付資料1-3 対象業務概要 42頁	業務番号 No.66 修繕業務について、吹田市による一定の競争性確保のための2～5者の見積り合わせの場合、各社共現場を確認しているのでしょうか、もしくは現場の写真、仕様書等で内容を確認しているのでしょうか。	現行の見積り合わせの執行に当たっては、仕様書を作成し、当該業務の内容や状況について事業者に提示しており、必要に応じて現場写真や図面等の補足資料を添付しています。
62	添付資料1-3 対象業務概要 42頁	業務番号 No.66 修繕業務について、施設利用者の故意や責任等の人的要因による修繕（弁償等）も、本修繕業務の範囲外でよろしいでしょうか。	基本的には対象としますが、その内容や対応方法等により、その都度、受託者と協議の上、決定します。
63	添付資料1-5の別紙	修繕業務の対象に、厨房設備、備品等（プロジェクター、跳び箱等の体育器具）は含まないことでよいでしょうか。	現行の契約内容については、添付資料1-5の別紙①～③及び参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照ください。
64	添付資料1-5の別紙	市内業者活用率維持のために、協力会社のインボイス発行事業者登録状況をご教示いただけるでしょうか。また、未登録の協力会社に対し2023年3月までに、各協力会社で申請が必要と思われるが、市から申請の案内・憑憑を事前に実施いただけるでしょうか。	協力会社とは、受託者が業務の再委託をする場合に、本市に再委託先を書面により申請し、それを本市が承諾した法人のことと認識しています。従って、本市が再委託先（協力会社）のインボイス発行事業者登録状況の把握や、またそれを教示できるものではありません。
65	参考資料 従前の契約書・仕様書	業務番号 No.33 校務員業務仕様書（2頁）7-（4）研修研修については、仕様書で求められる内容について受託者の判断で実施するのでしょうか。それとも、貴市から指定される研修内容や実施頻度はあるのでしょうか。	添付資料1-1仕様書、添付資料1-3対象業務概要及び参考資料として配布している従前の契約書・仕様書の記載事項を踏まえ、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討してください。
66	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 1頁	第1章-1-（4） 全校に警備員の控室はありますか。また、控室内に冷蔵庫・電子レンジはありますか。冷蔵庫・電子レンジが無い場合、持ち込むことは可能でしょうか。	土日祝や午後5時以降（学校校務員の執務時間外）は、警備員の控え室として各学校の校務員室を使用していただくことはできますが、その他の時間帯は使用できません。また、添付資料1-4（第1章-10-（1））の記載事項のとおり、警備員の私物等の持ち込みについては当該勤務日に必要な物のみとしているため、冷蔵庫・電子レンジの持ち込みはできません。
67	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 1頁	第1章-1-（5） 名簿の提出方法に指定はありますか。 ※現状、データのメール送信または郵送を想定しております。	受託者決定後、受託者と協議の上、実施方法を決定します。
68	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 1頁	第1章-1-（6） 業務従事者が所持する携帯電話は個人所有であるため、個人情報保護等の観点から、勤務時間外及び業務目的外での使用・連絡は出来ない体制を取っていますが、これに同意する書面に記入・押印頂くことは可能でしょうか。	添付資料1-4吹田市立学校園警備業務仕様書（第1章-1-（6））では、本業務に必要なこととして、勤務時間帯の携帯電話の所持を指示していますが、それを個人所有の携帯電話での対応や、それを本市が認めているものではありません。また書面の内容が不明なため、それに同意するか否かについての回答は、現時点ではできません。
69	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 2頁	第1章-10-（3） 「軽微な業務」について、これまで依頼されてきた内容があればご教示下さい。※ どのような業務を「軽微」としているのかを把握したいためです。	主に、各学校長が警備員等に直接指示することを想定しています。例えば、学校の近隣で不審者の目撃情報があった場合や、交通事故が発生した場合などには、学校長等が指示する校内各所や校門周辺の見回りを指示することなどがあります。
70	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 3頁	第2章-1-（3） 「緊急時の対応業務」が業務時間外に及んだ場合、残業代の請求は可能でしょうか。あくまで、業務時間内でのことでしょうか。また、「避難所開設」は教職員様が主体で実施するという解釈でよろしいでしょうか。	「緊急時の対応業務」が業務時間外に及んだ場合、残業代の請求については、対応内容を踏まえて協議することは可能です。また、当該対応業務が時間内であるか否かについては、通常は、添付資料1-4吹田市立学校園警備業務仕様書（第2章-2）に記載している業務日・業務時間の範囲内であると考えていますが、災害等が発生した場合等は、当該仕様書の記載事項を踏まえ、貴社が必要と考える対応内容や方法等を検討し、企画提案書に御提案ください。なお、避難所の開設や運営は、本市職員や各施設管理者が行うものです。
71	添付資料1-4	第2章-1-（6）	受託決定後、受託予定者と協議の上、実施方法を決定します。



	吹田市立学校園警備業務仕様書 3頁	業務終了後に提出する報告書はどのスパン（毎日、毎週、毎月）で提出すれば良いでしょうか。	
72	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 3頁	第2章-1-(6) 報告書の作成・提出の時間は業務時間に含まれると言う認識で宜しいでしょうか。	本業務を実施する上で必要な業務は含まれます。
73	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 3頁	第3章-1-(1) 「業務の詳細」に、第2章-1-(3)・(6)の内容が含まれることはありますか。	あります。
74	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 5頁	第4章-3-(2) 警備カードは1校あたり100枚程度との記載がありますが、初年度に全てのカードの登録を行いお渡しする流れになるのでしょうか。もしくは初年度に未登録のカードは吹田市様で保管戴き必要の都度、受託者で登録、手交する流れになるのでしょうか。	初年度は各学校において、カードの機能に応じた必要数を精査の上、配布することになるため、全てのカードの登録及び配布することはないものと考えています。また、未登録のカードについては、受託者で保管していただくことを想定しています。詳細については、受託者決定後、受託者と協議の上、決定します。
75	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 7頁	第5章 巡回するにあたって、学校園敷地内に車両を駐車することは可能でしょうか。	敷地内の駐車スペースは、施設ごとに状況異なります。基本的には、小・中学校（併設幼稚園・留守家庭児童育成室を含む。）は駐車可能ですが、保育所等は不可です。（ただし、バイク・自転車は可。）
76	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 7頁	第5章-1-(7) 半旗の掲揚時間が「当日の9時まで」としながら、巡回時間が「午前7時まで」と矛盾しているように思われます。どのように解釈すればよいかご教示下さい。	半旗は国葬や国葬に準ずる葬儀が行われるなどの際に掲揚するもので、平日及び祝日に行う国旗掲揚とは異なり、その必要が発生した場合の対応を当該項目では求めているものです。本市が要求する水準を踏まえ、貴社が考える実施方法等を検討し、企画提案書に御提案ください。
77	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 5-6頁	第4章-4-(2) 配線はモール処理とのことですが、樹脂モール及びPF管を使用しても問題ないでしょうか。	室内は樹脂モール、室外はPF管を使用しても問題ありません。貴社が必要と考える施工を検討してください。受託者決定後、受託者と協議の上、詳細な施工方法を決定します。
78	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 5-6頁	第4章-4-(2) 警戒区域の詳細把握のため現地図面をいただくことは可能でしょうか。	希望者には添付資料1-4の別紙として、「施設別機械装置設置箇所（案）」を提供します。
79	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 5-6頁	第4章-4-(2) 設置機器ですが、半導体不足により新品の機器が入荷されない場合がございます。その場合中古機器を使用する事は可能でしょうか。機能上は新品と変わりありませんし、故障時は速やかに交換致します。	対応内容を踏まえて協議することは可能です。
80	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 5-6頁	第4章-4-(2) プールに設置する赤外線センサーですが、他市の学校ではプールの稼働期間のみ警備をする仕様が多いのですが吹田市様での仕様はどうなりますでしょうか。	添付資料1-4吹田市立学校園警備業務仕様書（第4章-2）の記載事項のとおり、機械警備の稼働期間をプールの稼働期間と同一期間としているものではありません。
81	添付資料1-4	第4章-4-(2)	ラックの併用は可能です。EPSは利用しても構いませんが、スペースの問題で施工が困難な場合があること

	吹田市立学校園警備業務仕様書 5-6頁	工事に関する内容ですが、現状学校にて使用されている配線配管用のラックを併用することは可能でしょうか。また縦の配線はEPSなどから通すことは可能でしょうか。	をご了承ください。
82	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 7頁	第5章 巡回警備業務についてですが、第5章-1の業務内容に記載された内容であれば1班1名体制で遂行し、緊急時は応援を呼ぶ事で要件を満たす事ができると考えております。1班1名体制でご提案しても宜しいでしょうか。	貴社が必要と考える効率的・効果的な実施方法を企画提案書にて御提案ください。ただし、本市の要求する水準を下回ることがないようにしてください。
83	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 7頁	第5章-1-(6) 学校・園から対応依頼があった場合、巡回の2人班のうち1人が現地で対応し、残る1人が巡回を継続するという対応を取る事は可能でしょうか。	N0.82と同じ
84	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書	学校園警備業務仕様書についての添付資料1-4の別紙を希望致します。	N0.78と同じ
85	添付資料1-3 対象業務概要 35頁	業務番号No.56小・中学校簡易専用水道の定期検査業務について、参考資料従前の契約書・仕様書にて仕様書は見受けられましたが、契約書が見受けられませんでした。本業務の契約書をご開示願います。	当該業務は、本市財務規則の規定により契約書を省略しています。
86	添付資料1-3 対象業務概要 18-19頁	業務番号No.26幼稚園安全対策に係る警備業務は、業務番号No.25小、中学校安全対策に係る警備業務（有人警備）の契約書Cブロック、Dブロックの範囲内にある認定こども園が該当し、現状では上記契約に含まれているという認識で良いでしょうか。含まれない場合、該当業務の契約書をご開示願います。	そのとおりです。
87	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 5頁	第4章-4-(1) 機械警備業務センサー等の機械装置について、型式や性能等の指定はございますか。	特に型式や性能等を指定しているものではありません。本仕様書の記載事項を踏まえ、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び性能等を検討し、企画提案書に御提案ください。
88	実施要領 3頁  添付資料1-2 対象施設一覧表	1-(5) 実施要領1-(5)では施設数が「84施設」と記載ございますが、添付資料1-2「対象施設一覧表」では、合計120施設程ございます。どちらが正でしょうか。120施設中、84施設が該当という理解でしょうか。対象となる施設とご教授下さい。	対象施設数は84施設です。留守家庭児童育成室は小学校の敷地内で運営（千里丘北を除く。）しており、その多くは学校の教室を活用していることから、実施要領（1-(5)）では小学校にその施設数を含んだ形で記載しています。
89	添付資料1-5の別紙	添付資料1-5の別紙⑥として、令和3年度の契約実績一覧を御提供頂いておりますが、本資料の「令和4年度」の契約一覧はございませんか。追加資料として契約書を添付頂いておりますが、比較が出来かねます。	現行の契約内容については、添付資料1-3対象業務概要や参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照ください。
90	添付資料1-3 対象業務概要 42頁	業務番号No.66修繕業務について、本包括管理業務では、金額130万円以下のものを「修繕」と定め、130万円以下のもので「工事」と認識されるものは発生しないと考えると良いか。本業務において、「工事」は含まないという認識で間違いはないか。	修繕業務（業務番号N0.66）の要件は、原則として見積金額が税込で130万円未満としています。しかし、緊急を要するなど、施設の安全性を最優先して対応しなければならないときは、受託者での修繕が可能な場合、金額に関わらず受託者に修繕を行っていただく可能性があります。なお、内容によっては130万円以下でも「工事」となる場合もありますが、「工事」については、本業務の対象の範囲としていません。詳細な内容については、受託者決定後、受託者と協議の上、決定します。
91	—	本年から定められるアスベスト調査は本業務に含まないという認識で良いか。含まれる場合、今回の上限金額に見込まれているのでしょうか。	本業務の実施に当たり必要な調査はすべて含まれるため、見積金額は当該調査に関わる費用も含めて提案上限額の範囲内で御提案ください。
92	—	修繕に当たり、事業者が元請となるのか、発注代行となるのかどちらでしょうか。	N0.9と同じ

93	—	最低賃金や保険料等の改定により人件費が高騰した場合、年度毎の保守点検費用の見直しは可能でしょうか。また、上昇分も見越しての金額設定とすればよいでしょうか。	最低賃金や保険料の改定等による人件費の上昇を理由とする委託料の見直しは、原則として行いません。
94	添付資料3 提出書類様式 (様式8)	「包括管理業務」という表現の解釈について、委託名ではなく、複数施設の複数業務を包括的に管理業務として受託しているという解釈でよろしいでしょうか。	同じ発注者から複数の施設・業務の維持管理等を一括で受託していることです。
95	添付資料1-1 仕様書 2頁	第1章-1-(1)-②・③ 業務責任者と業務従事者において、届け出は必要でしょうか。	実施要領等で特に届出を求めているものではありません。
96	添付資料1-1 仕様書 3頁	第1章-2-(12) 対象設備付属品の軽微の補修をする際に必要な部品・消耗品等の負担については、協議による確認でよろしいでしょうか。	受託者が自ら行う軽微な補修に対する支払いについては、添付資料1-1仕様書(第3章-3)の修繕業務と同様の取扱いです。
97	添付資料1-3 対象業務概要	各業務内容において、保有資格が必要となる業務もありますが、業務を再委託する場合、再委託先が資格を保有していることが確認できれば問題はありませぬでしょうか。	そのとおりです。
98	添付資料1-3 対象業務概要	対象業務概要にて示して頂いている業務内容と、参考資料の従前の契約書・仕様書の業務内容は同一と考えて差し支えないでしょうか。	添付資料1-3対象業務概要と参考資料として配布している従前の契約書・仕様書に相違点はあります。したがって、必ずしもすべての業務が同一であるものではありません。
99	添付資料1-3 対象業務概要 39-40頁	業務番号 No.64 について、今年度からの新規業務ということですが、今年度該当する業務は実施しておりますでしょうか。	NO.60 と同じ
100	実施要領 9頁	6-(1) 企画提案書(構成団体を含む)を特定することができる内容(団体名や実績の名称)は記載しないこと」と記載がございしますが、具体的には、官公庁であれば、自治体名まで記載は可能で、施設名や契約名を記載しなければ、要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 例) ●●市●●施設包括管理等、●●庁舎施設管理、●●大学●●総合管理は可能との認識でよろしいでしょうか。	特定することができる内容(団体名や実績の名称)は記載しないこととしていますので、自治体名も同様に記載しないでください。
101	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 同種業務実績表(様式8)に記載されている、過去5年間における複数施設の複数業務の包括管理業務を受託した実績を提出することと記載がございしますが、本業務と同じく修繕を含んだ複数施設の複数業務の包括管理業務との認識で宜しいでしょうか。	修繕業務を含んでいなくても構いません。
102	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 4頁	第4章-3-(1) 機械装置の設置について、契約締結(令和5年3月下旬)から業務開始(令和5年10月1日)の半年間で設置していくこととなりますが、設置工事が可能な時間帯をご教示ください。また、夜間帯についても周辺への影響を考慮した上での作業は可能との理解でよろしいでしょうか。	NO.39 と同じ。夜間時間帯での作業の実施については、実施内容や実施方法等の規模を踏まえて、受託者決定後、受託者と協議の上、決定します。
103	添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5-6頁	第4章-4-(2) 機械装置の種類の概要について、スピーカーの概要に「侵入者に対して、スピーカーから音声による警告や威嚇を行うことができること」という記載がありますが、画像センサーと連動してリアルタイムに音声による警告や威嚇を行うことができる	そのとおりです。

		スピーカーとの認識で宜しいでしょうか。	
104	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5-6 頁	第 4 章- 4 - (2) 機械装置の種類の概要について、画像センサーの概要に「内蔵するカメラは、夜間でも近赤外光照明等により撮影可能であること」という記載がありますが、昼間については、画像センサーで記録する画像はカラーでの撮影、との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
105	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 6 頁	第 4 章- 5 - (2) 「なお、万一その回線が切断された場合でも、基地局において認知できる機能を有すること。」と記載がございますが、回線の回線障害等により通信不能状態を回避するため、使用する回線の通信事業者は 2 社以上としバックアップ機能を図るとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
106	添付資料 1-3 対象業務概要 3 頁	業務番号 No. 4-No. 5 消防用設備等保守点検において、本業務期間中に消火器の放出試験、連結送水管・屋内消火栓の耐圧試験は修繕での対応との認識で宜しいでしょうか。また、保守点検に含む場合、対象となる各設備の数量を年度ごと・施設ごとにご教示ください。	業務番号 N0.4 及び N05 における小・中学校、幼稚園及び保育所等における消火器の放出試験、屋内消火栓の耐圧試験*は不要です。連結送水管の耐圧試験*は保守点検業務で行ってください。対象は山田第一小学校（令和 5 年度より実施）、千里丘北小学校（令和 7 年度より実施）、佐井寺中学校（令和 4 年度実施）です。 ※保育所において連結送水管及び屋内消火栓はありません。
107	添付資料 1-3 対象業務概要 13-14 頁	建築物・建築設備定期点検業務（No. 19-No. 20）において、「7 特記事項 下記条件により外壁全面の赤外線調査を行う。」との記載がございますが、外壁全面の赤外線調査は修繕での対応との認識で宜しいでしょうか。また定期点検に含む場合、該当の施設及び実施年度をご教示ください。	外壁の赤外線調査は、定期点検業務に含むものとします。今の段階で予定している実施年度及び学校は、下記のとおりです。 ※現段階での予定となります。改修工事の状況や法改正及び対象範囲の見直しなどで変更となる場合があります。 令和 5 年度：津雲台小学校、青山台小学校、高野台中学校、青山台中学校 令和 6 年度：古江台小学校、佐竹台幼稚園 令和 7 年度：千里たけみ小学校 令和 8 年度：山田第二小学校、津雲台小学校、青山台小学校、高野台中学校、青山台中学校 令和 9 年度：岸部第一小学校（幼稚園）、古江台小学校、佐竹台幼稚園
108	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 2 頁	第 1 章- 6 鍵の受託において、「本市が預託する鍵は、どのような事情があっても複製しないこと」という記載がありますが、事業者にて必要な本数の鍵を預託及び不足分については、市保管分を貸与して頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	預託する鍵は、本市が本業務の実施に必要なと考える数量をお渡しします。
109	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 4-5 頁	第 4 章- 3 - (2) カードリーダーの設置について、カードリーダーとは、警備セット解除機能を有する機器との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
110	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 4-5 頁	第 4 章- 3 - (2) カードリーダーの機能は新しいカードの登録の設定及び既存のカードの抹消の設定ができる機能を要することとありますが、カードリーダー以外の主装置等で、同様の対応が可能な場合、問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
111	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5-6 頁	第 4 章- 4 - (2) 各機器の配線は、モール処理とし、露出配線でないものとすると思いますが、工事通線施工上において、渡り廊下等の配線について、既設の配管等がある場合、その配管へ配線を結束バンド等で固定するといった工法で宜しいでしょうか。また、各階上下の通線を行うにあたり、施設内の EPS 等にある弱電の端子盤間の配管を使用	渡り廊下等での露出配線は不可です。後半については配管に余裕があれば使用しても構いません。

		させて頂いて宜しいでしょうか。	
112	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5 頁	第 4 章- 4 - ( 1 ) 「下表のとおり機械装置を設置すること。なお当該機械装置の施設別の設置個所については、「別紙 施設別機械装置設置場所(案)」に従うこと。ただし、「別紙 施設別機械装置設置場所(案)」は必要最低限の設置個所について示しているものであり、機械装置の記載が無くても構造上路面に接するなど、侵入が可能な場所に関しては、階段に関わらず、別途必要な機械装置を設置し、警戒のできる計画を行うこと」とありますが、これについて、受託者における機械警備計画基準上、設置不可能な場合、代替案として、各階の普通教室内へ人感センサーを追加設置することで、対応可能でしょうか。	可能ですが、本市の要求する水準を下回らないようにしてください。貴社が必要と考える内容を検討し、企画提案書に御提案ください。受託者の企画提案を踏まえ、受託者と協議の上、決定します。
113	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 6-7 頁	第 4 章- 6 緊急時の対応について、「受託者は、火災等の緊急事態に備えて、あらかじめ次に掲げることについて十分に留意し、緊急対応マニュアルを作成すること」とありますが、(1)火災等の異常個所の確認について、防災監視盤付近に設置してある警戒区域図をもとに点検を実施するため、マニュアルは不要との認識で宜しいでしょうか。また、(2)~(5)に記載の内容について、受託にあたり、事前に各施設に緊急時の連絡先を委託者より頂戴し、システムへ登録することで対応可能な為、マニュアルは不要との認識で宜しいでしょうか。	添付資料 1-1 仕様書(第 4 章-6)の記載事項のとおり、マニュアルの作成は必要です。どのようなマニュアルとするのかについては、貴社が必要と考える内容を検討し、企画提案書に御提案ください。
114	添付資料 1-3 対象業務概要 2 0-2 2 頁	業務番号 No. 30-No. 31 現行実施している機械警備業務について、千里丘北小学校の機械警備業務のみ業務開始の開示がございしますが、認定こども園及び幼稚園(はぎのきこども園・吹田南幼稚園・佐竹台幼稚園)の業務開始時期をご開示頂けますでしょうか。	令和 5 年 10 月から業務を開始してください。
115	添付資料 1-3 対象業務概要 2 0-2 2 頁	業務番号 No. 30-No. 32 の現行実施している機械警備業務について、千里丘北小学校・はぎのきこども園・吹田南幼稚園・佐竹台幼稚園に関しても、今回の機械警備導入仕様書通りの機器設置が必要との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。各業務の機械装置の設置に関することは、添付資料 1-3 対象業務概要に記載していますのでご確認ください。また、現行の実施方法等については、参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照ください。これらを踏まえ、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討し、企画提案書に御提案ください。
116	添付資料 1-3 対象業務概要 3 2-3 5 頁	業務番号 No. 47-54 16.樹木管理について、頻度は必要に応じて実施と記載がございしますが、包括管理業務期間での植栽管理計画をご開示頂けますでしょうか。無い場合は、過去 5 年間分の植栽管理計画をご開示頂けますでしょうか。	NO. 1-NO. 4 と同じ。植栽管理計画はありません。
117	添付資料 1-3 対象業務概要 3 6 頁	業務番号 No. 57 千里丘北小学校建築物環境衛生管理委託業務の業務概要について、(1) 特定建築物管理業務、(2) 空気環境測定業務、(3) 特定建築物管理、(4) 空気環境測定と記載がございしますが、(1) と (3) 及び (2) と (4) は同じ業務との理解で宜しいでしょうか。また、特定建築物管理業務の具体的な業務内容をご教示頂けますでしょうか	ご指摘のとおり、記載事項に誤りがありますので、添付資料 1-3 対象業務概要(業務番号 NO.27)の「5 業務概要」に記載している「(3)特定建築物管理」及び「(4)空気環境測定」を削除します。また、特定建築物管理業務の具体的な業務内容については、別添「回答 NO. 117 の別紙」を参照ください。なお、記載事項の誤りについては、令和 4 年 11 月 14 日付で、同資料を修正し、本市学校管理課ホームページに修正後の資料を公開していますので、そちらもご確認ください。
118	添付資料 1-3 対象業務概要 3 6 ページ	業務番号 No. 57 教室内化学物質濃度測定精密検査業務の特記事項の中で、別に実施する検査とございしますが、こちらは、本業務の対象外との認識で宜しいでしょうか。また過去 5 年間の実施実績をご開示頂けますでしょうか。	教室内化学物質濃度測定精密検査業務については、毎年実施しているものではありませんが、別に実施する検査で、一定以上の数値が検出された場合、必要な検査業務になります。過去 5 年間の実施実績については、令和 3 年度 0 件、令和 2 年度不実施、令和元年度 2 件(吹田第二小、吹田東小) 支払金額 54,000 円、平成 30 年度 0 件、平成 29 年度 0 件です。
119	添付資料 1-3 対象業務概要 3 9-4 0 頁	業務番号 No. 64 学校教育情報通信ネットワーク保守業務について、記載以外で仕様書はございしますでしょうか。ある場合はご開示頂けますでしょうか。	NO. 60 と同じ

120	添付資料 1-3 対象業務概要 39-40頁	業務番号 No. 64 学校教育情報通信ネットワーク保守業務について、「5 業務概要 (2)」に記載されている「本市ネットワーク事業者」の事業者名をご開示頂けますでしょうか。	NO.60 と同じ
121	添付資料 1-3 対象業務概要 39-40頁	業務番号 No. 64 学校教育情報通信ネットワーク保守業務について、「5 業務概要 (2)」に記載されている「本市ネットワーク事業者」と現在結ばれている本業務と関わりのある契約における仕様書をご開示頂けますでしょうか。	NO.60 と同じ
122	添付資料 1-3 対象業務概要	記載のない業務については、全て対象外との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。ただし、添付資料 1-1 仕様書の特記事項に記載のとおり、各業務の内容や対象数等については、計画等の変更が生じた場合は、本市と受託者との協議の上、一部増減を行うことはあります。
123	添付資料 1-3 対象業務概要 9・12頁	業務番号 No. 17 監視カメラ装置保守業務の委託会社である、(株)MING ONE ENGINEERING 及び業務番号 No. 13 プール循環ろ過装置の委託会社である誠水エンプライズの連絡先をご教授いただけますでしょうか。	現行の契約業者の連絡先を個別に開示することはできません。なお、本市契約検査室ホームページに「吹田市入札参加有資格者名簿」が掲載されていますので、そちらを参照ください。
124	添付資料 1-3 対象業務概要 10頁	業務番号 No. 14 小・中学校及び幼稚園空調設備機器保守点検業務の頻度に※ガス冷暖房機(室外機)は、大阪ガス(株)の指定する点検業者による点検は年に 1 回と記載がございますが、点検業者をご教授頂けますでしょうか。	大阪ガスのエネルギーサポートセンターが連絡先です。
125	実施要領 9頁	6-(1) 企画提案書作成要領において、「使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上」と記載されていますが、提案書本文の文字サイズについての記載であり、提案書に挿入する図表内の文字についてはその限りではないという認識で宜しいでしょうか。	その認識で構いませんが、分かりやすい内容で見やすい資料となるよう作成してください。
126	実施要領 10頁	6-(3) 企画提案書の内容について、「1 (5) 業務実施体制」と「2 (3) 業務実施方法」に重要と考えられる業務の項目を追加して記載しても宜しいでしょうか。	企画提案書の内容(項目)の追加又は削除は認めませんが、以下の例示のように、項目を細分化(下線箇所)していただくのは構いません。 (例) 1 業務遂行能力 (5) 業務実施体制 ① ●●● ア ▲▲▲ イ ▲▲▲
127	添付資料 3 提出書類様式 (様式 6)	総括責任者の実績表及び証明できる書類について、総括責任予定者の実務経験の証明ができる書類に関しては発注者への提出書類(契約書・仕様書・人員体制表及び報告書等)の添付という認識でよろしいでしょうか。	様式 6「総括責任者実務実績表」に添付する総括責任者の実務経験経歴を証明できる書類は、当該様式の表中の項目(業務名称・発注者・立場・従事した期間・具体的な内容)が確認できる書類を提出してください。
128	実施要領 9-10頁	6-(2) 企画提案書の作成要領について、「作成枚数は片面 40 枚までとすること。」と記載がありますが、「目次」は 40 枚に含まないとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
129	実施要領 12頁	9-(4) 契約保証金について、受託者は吹田市財務規則(昭和 39 年吹田市規則第 14 条)第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上を納付することとありますが、4 年 6 か月総計の契約金額の 100 分の 5 以上を納付することとでしょうか。吹田市財務規則における第 97 条に記載のような、履行保証保険により、代替することは可能でしょうか。	契約保証金の納付については、添付資料 4 (第 3 条) の記載事項のとおりです。また、契約保証金の納付に代わる行為として履行保証保険契約により契約を保証することもできます。契約の保証の方法は、本市財務規則の規定により履行保証保険契約の保険証券の提出とし、保険金額は同規則の規定により契約金額の 100 分の 5 以上とします。ただし、過去 2 年間に国又は地方公共団体と同種・同規模の契約実績が 2 回以上ある場合は、減免することができますので、その場合は契約金額の 100 分の 3 以上とします。
130	添付資料 1-3 対象業務概要 29頁	業務番号 No. 42 学校給食室における下水管及び分離槽浚渫清掃委託業務について、「7 特記事項」において、(1)分離槽浚渫清掃の対象が 3 校とありますが、3. 対象施設数は令和 5 年度 5 校と記載があります。対象施設数は、「7 特記事項」に記載のある 3 校との認識で宜しいでしょうか。また、「7 特記事項」において、(2) 下水管	分離槽浚渫清掃 3 校、下水管浚渫清掃 2 校の計 5 校となります。また、108m の内訳は、下水管浚渫清掃のみが 2 校、分離槽浚渫清掃と下水管浚渫清掃を合わせて実施が 1~3 校、分離槽浚渫清掃のみ実施が 1~3 校となります。施設状況等によって、実施校を選定するため、現時点では、実施予定校等は未定です。

		浚渫清掃 108mと記載がございますが、108mとは 36 校の合計で、3 校の場合は 3 校分の下水管浚渫清掃を実施するとの認識で宜しいでしょうか。	
131	添付資料 1-3 対象業務概要 35 頁	業務番号 No. 55 幼稚園等環境整備業務について、「6 頻度」に午前 8 時 30 分から午後 5 時と記載がございますが、その時間帯に各園 1 名常駐配置との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
132	添付資料 1-3 仕様書 2 頁	第 1 章-1-(1)-①及び② 総括責任者及び業務責任者は、それぞれ本業務への専任者とするとの認識でよろしいでしょうか。	実施要領等では専任であることは求めています、業務実施体制は評価対象となっていますので、企画提案書に御提案ください。
133	実施要領 5 頁	3-(1) 「受託者は、本業務の全部又は総括管理業務を再委託してはならない」と記載がございますが、JV 組成の場合においても、総括管理業務は代表企業 1 社で業務を行うとの認識でよろしいでしょうか。	実施要領等では代表企業 1 者で業務を行うことは求めています、業務実施体制は評価対象となっていますので、企画提案書に御提案ください。ただし、実施要領 (2-(1)-①-エ) の記載事項のとおり、本市との対応窓口は、構成団体のうち 1 者を代表者としてください。
134	添付資料 1-1 仕様書 3 頁	第 1 章-2-(5) 「受託者は、複数施設、複数業務を管理するメリットを活かし、業務品質の向上及び業務の効率化のための工夫を積極的に行うこと」と記載がございますが、現状メーカーにて点検を実施している業務については、引き続きメーカーで実施するとの認識で宜しいでしょうか。	基本的には、現行契約において製造メーカー系メンテナンス事業者で契約締結している業務はこの契約を継続するものと考えていますが、メーカー点検を実施できないものはメーカー外でも構いません。
135	添付資料 1-3 対象業務概要 5-7 頁	業務番号 No. 7 小・中学校エレベーター保守点検業務、No. 8 吹田市立はぎのきこども園エレベーター遠隔監視メンテナンス業務、No. 9 吹田南幼稚園エレベーター保守点検業務、業務番号 No. 10 小荷物専用昇降機保守点検業務委託、No. 11 保育園給食用リフト保守点検業務については、メーカーでの点検を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	No. 134 と同じ
136	添付資料 1-3 対象業務概要 10 頁	業務番号 No. 14 小・中学校及び幼稚園空調設備機器保守点検業務について、業務概要にフィルター清掃が含まれていないが、対象外との認識で宜しいでしょうか。	現行の契約内容について参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照し、添付資料 1-1 仕様書や添付資料 1-3 対象業務概要の記載事項を踏まえ、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討してください。本市としては、フィルター清掃は必要だと考えています。
137	添付資料 1-3 対象業務概要 10 頁	業務番号 No. 14 小・中学校及び幼稚園空調設備機器保守点検業務について、業務概要に第二中学校のガス吸収式冷温水発生機についてはメーカー指定と記載がございますが、メーカー名をご教示頂けますでしょうか。	既設メーカーは三洋電機株式会社です。保守点検業務については、パナソニック産機システムズ株式会社です。
138	添付資料 1-3 対象業務概要 10-11 頁	業務番号 No. 15 学校給食調理室空調設備及び吸排気設備機器保守点検業務について、業務概要(3)にフロン法定点検と記載がございますが、年度毎の対象台数をご教示頂けますでしょうか。	対象台数は 116 台です。空調設備保守点検対象機器とフロン法定点検対象機器は同一になります。但し、フロン法定点検は 3 年に 1 回のみです。
139	添付資料 1-3 対象業務概要 15 頁	業務番号 No. 21 ガスヒーポン(GHP)保守点検委託業務、No. 22 保育所ガスヒーポン(GHP・全体)保守点検委託業務について、設置経過 15 年以上経過した機器について、点検対象外とし、含まれている場合は別途協議との理解で宜しいでしょうか。	15 年以上経過した GHP についても点検は必要です。
140	添付資料 1-3 対象業務概要 41 頁	業務番号 No. 65 はぎのきこども園・佐竹台幼稚園自動体外式除細動器(AED)賃貸借業務について、今回対象となっている学校以外については、対象外との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
141	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 7 頁	第 5 章-3 巡回体制について、「4 班編成で行い、パトロール車(自動車)4 台を使用し、2 人 1 組とすること」と記載がございますが、パトロール車は、受託者にて用意するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

142	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書	機械警備設置工事にあたり、アスベストを含有している建物がございますでしょうか。	外壁の塗膜や内装仕上げ等の建材にアスベストを含有している建物があります。
143	添付資料 1-3 対象業務概要 28頁	業務番号 No. 40 学校給食調理室換気扇清掃業務について、天井高をご教示頂けますでしょうか。またガラリ等周辺箇所の清掃と記載がございますが、作業範囲をご教示頂けますでしょうか。	天井高は、吹田第二小学校 5,280mm、山田第一小学校 5,630mm、津雲台小学校 4,550mm、藤白台小学校 4,920mm です。また、作業範囲はガラリ及びガラリ周辺になります。
144	添付資料 1-3 対象業務概要 29-30頁	業務番号 No. 43 吹田市立保育所等学校給食調理室換気扇清掃業務について、天井高をご教示頂けますでしょうか。また吸排気ダクト部分の長さがわかる資料をご開示頂けますでしょうか。	天井高及び吸排気ダクト部分の長さについては把握しておりません。
145	添付資料 1-3 対象業務概要 27頁	業務番号 No. 37 小・中学校便所清掃及び業務番号 No. 38 吹田南・佐竹台幼稚園便所清掃業務について、平日 9 時～17 時までの間で作業不可の時間帯、また清掃時間の指定がある学校があればご教示ください。	NO.39 と同じ
146	添付資料 1-3 対象業務概要 27頁	業務番号 No. 37 小・中学校便所清掃及び業務番号 No. 38 吹田南・佐竹台幼稚園便所清掃業務について、水垢・尿石の作業前の状況が分かる報告書等をご開示頂けますでしょうか。	受託者に報告書等を開示することは可能ですが、どこまでの期間とするかについては、受託者と協議の上、決定します。
147	添付資料 1-3 対象業務概要 27頁	業務番号 No. 37 小・中学校便所清掃及び業務番号 No. 38 吹田南・佐竹台幼稚園便所清掃業務について、清掃業務実施会社の車両の乗り入れは可能でしょうか。	各学校長等の許可の下、乗り入れは可能ですが、車の大きさや台数によっては制限をすることはあります。
148	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 事前提出資料として統括責任者の実績を提出しますが、社内人事において、更に良い人材配置が可能な場合は、提案書提出時において変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	提出時において変更は可能です。ただし、配置予定の総括責任者には、企画提案審査における審査の説明及び質疑応答を主体となって説明することとしています。(添付資料 2 の企画提案審査要領を参照) したがって、本業務の安定的かつ円滑な実施に向けて、配置予定の総括責任者の役割は重要なものと考えているため、本業務の準備期間から業務開始時まで携わっていただけるよう最大限の配慮をお願いします。万が一、配置できない場合は、実務経験、技術力、マネジメント力等について、受託者選定手続きと同等の方法で確認させていただきます。なお、業務開始後における総括責任者の交代についてもあらかじめ実務経験等について確認させていただきます。
149	添付資料 5 予想されるリスクと責任分担	「物価の変動」について、報道でインフレが話題になる場面が増えていきます。「急激な」とは具体的には、どの指標でどの程度を想定されているでしょうか。	現時点では、企業向けサービス価格指数が 3% 以上の変動が認められる場合において、維持管理のサービス対価の改定をすることを想定しています。
150	参考資料 従前の仕様書・契約書がない 業務	業務番号 No. 64 学校教育情報通信ネットワーク保守業務について、学校教育情報通信ネットワーク保守業務について、現状は不具合発生都度対応と思われませんが、直近(令和元年度～令和 3 年度)の修理実績(実施数・金額・業者名)をご教示願います。	過去 3 年間の修繕実績については以下のとおりです。 ・令和元年度 2 件(桃山台小学校・青山台中学校)、 市職員で対応、有線 LAN の切断・HUB の不具合(交換対応) ・令和 2 年度 (なし) ・令和 3 年度 1 件(千里丘中学校)、市職員で対応、有線 LAN の切断
151	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 参加資格確認書類について、財務諸表等に含まれている③キャッシュフロー計算書又はこれに類するもの、⑤監査報告書につきまして、当社は親会社の 100% 子会社のため作成しておりません。親会社の書類の提出でよろしいでしょうか。	NO.16 と同じ
152	添付資料 3 提出書類様式 (様式 7)	役員名簿について、添付の指示がございますが、会社概要に記載の役職と氏名以外に必要な項目があれば別途作成します。ご提示をお願いします。	様式 7 の会社概要書に添付していただく役員名簿は、任意の書式で提出していただければ結構です。
153	添付資料 1-5 の別紙	市内業者への発注率、件数について、対象業務概要の業務番号ごと (No. 1～No. 65) に委託した業者数をカウントする認識でよろしいでしょうか。また添付資料 1-5 に	令和 4 年 10 月 24 日付で添付資料 1-5 (別紙を含む。) を修正していますので、そちらを確認ください。修正した当該資料は、市内に本店を有する業者がわかるよう修正しています。また、業務番号 NO.29 の現行の契



		<p>において、例えば業務番号 No.29 は、複数業務で、そのうちの1業務に複数業者が受託していますが、業者数カウントはどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>約は、当該業務を複数のブロックに分けて契約しているもので、1つの案件に対して複数業者が受託しているものではありません。</p>
154	添付資料 1-5 の別紙	<p>令和2年度（2020年度）設備保守点検、警備・清掃、樹木管理等業務契約実績一覧表について、10月24日付で修正された添付資料 1-5 の別紙において、令和2年度（2020年度）設備保守点検、警備・清掃、樹木管理等業務契約実績一覧表の市内業者の契約記載が見受けられません。市内業者の契約につきまして開示いただけますでしょうか。</p>	<p>過去3年間の契約実績については、添付資料 1-5 の別紙④～⑥のとおりです。</p>
155	添付資料 1-5 の別紙	<p>修繕実績について、令和元年度（2019年度）～令和3年度（2021年度）修繕業務契約実績一覧表に以下施設の実績が見受けられません。2019～2021年度に修繕は発生していない認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹二留守家庭児童育成室</li> <li>・こども発達支援センター</li> </ul>	<p>吹二留守家庭児童育成室については、お見込みのとおりです。また、こども発達支援センターは、当該修繕業務の対象範囲としていません。今一度、添付資料 1-3 対象業務概要（業務番号 NO.66）の記載事項を確認ください。</p>
156	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 3-4 頁	<p>第3章 受付・施錠管理業務について、業務番号 No.27 留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務（有人警備）、No.28 千里丘北留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務（有人警備）の業務と来校園者の受付等の業務で重複があります。業務を統合し重複時間について、1名の配置対応は認めて頂けるでしょうか。</p>	<p>小学校における平日の午後5時から午後9時15分までの時間帯については、添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書（第3章）の記載事項のとおり、要求する水準は受付・施錠管理員の配置です。一方で、業務番号 NO.27 及び NO.28 では警備員の配置を要求しています。NO.164 でも記載しているとおり、警備員は、警備業法の定義に該当する警備業務を行うものを指しています。したがって、警備員と受付員の担う役割は異なるため、現行では業務内容に合わせて、それぞれに警備員と受付員等を配置し、実施しており、受付・施錠管理員が警備員の担う役割を果たせるものではないものと考えています。さらに、現行では、施設により異なりますが、学校の警備員と留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）の警備員の配置場所が異なります。（【例】学校の警備員は正門、育成室の警備員は通用門）育成室の警備員は、育成室から帰宅する際の児童の安全確保を目的に実施していますので、御質問の内容の配置人数の減少は、本市が要求する水準を下回るものであると考えます。これを踏まえ、貴社が必要と考える実施内容、実施方法等を検討し、企画提案書に御提案ください。</p>
157	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書	<p>業務番号 No.29 吹田市立学校園警備業務において、現在小学校で校門付近に設置されている詰所（BOX等）は、中学校にも設置されていますでしょうか。</p>	<p>現在、小学校の校門付近に設置されている小屋については、警備業務の詰所として使用する目的だけで設置しているものではありません。また、全ての学校に設置しているものではありません。</p>
158	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 7 頁	<p>第5章 巡回時間・巡回回数について 「上記の時間帯に1回以上」とありますが、365日毎日でしょうか。また巡回対象は、業務番号 NO.29 の機械警備装置設置施設でしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
159	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書 7 頁	<p>第5章 業務番号 No.29 吹田市立学校園警備業務の巡回警備業務の施錠点検は敷地内に入り建物外部からの点検でよろしいでしょうか。</p>	<p>添付資料 1-3 対象業務概要及び添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書の記載事項を踏まえ、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討し、企画提案書に御提案ください。</p>
160	添付資料 1-3 対象業務概要	<p>長期休業日の確認です。 小学校・中学校：夏季 7/21～8/24 冬季 12/25～1/7 春季 3/25～4/7 保育施設等：夏季 7/21～8/31 冬季 12/23～1/8 春季 3/23～4/9 上記の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>NO.39 を参照ください。</p>
161	添付資料 1-3 対象業務概要	<p>施設屋上に上がる点検について、施設見学会で南千里保育園では、屋上に上がる階段がなく、空調や受電設備の点検対応をしているとのことでした。この他に屋上に設備があり、階段がない施設があればご教示ください。</p>	<p>多くの施設で屋上に上がる階段はありませんので、脚立やタラップを使って設備点検を行っています。</p>

162	添付資料 1-3 対象業務概要 5 頁	業務番号 No.7 小・中学校エレベーター保守点検業務について、「従前の契約書・仕様書」において小学校 10 校は確認できますが、3 校確認できませんでした。対象となる小学校とエレベーターメーカーをご教示ください。また、令和 6 年度に追加となる小学校と中学校はどこでしょうか。それぞれのメーカーをご教示ください。加えて、令和 7 年度に追加となる中学校とそのメーカーが決まっていたらご教示をお願いします。	今後、エレベーターの設置を予定している学校については、受託者決定後、受託者に開示します。現時点においてメーカー等が決まっているものではありません。
163	添付資料 1-3 対象業務概要 6 頁	業務番号 No. 10 小荷物専用昇降機について、対象業務概要では、小学校 30 校ですが、「添付資料 1-5 の別紙令和元年度(2019 年度)～令和 3 年度(2021 年度)修繕業務契約実績一覧表」では 31 校ですが、どちらが正でしょうか。また、クマリフト(株)以外の契約書もご開示いただけないでしょうか。	保守点検対象は 30 校になります。他の契約書も基本的に同内容です。相違点は、定期点検の回数の違いのみになります。
164	添付資料 1-3 対象業務概 18・24 頁	業務番号 No. 25 の警備員配置について、業務番号 No. 34 のように受付員配置と業務概要が同じですが、警備員の代わりに受付員を配置することがあることは可能でしょうか。No. 25 の今回拡充された時間帯においてはいかがでしょうか。	警備員は、警備業法の定義に該当する警備業務を行うものを指しています。したがって、警備員と受付員の担う役割は異なるため、現行では業務内容に合わせて、それぞれに警備員と受付員等を配置し、実施しています。これを踏まえ、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討し、企画提案書に御提案ください。
165	添付資料 1-3 対象業務概要 18-26 頁	業務番号 No. 25～No. 36 の業務について、常勤者の通勤手段の駐車場所は、あるでしょうか。自動車、バイク、自転車について可否をご教示ください。なお、施設休業期間かどうかや時間帯により変わる場合は、それをご教示ください。	全施設の共通事項として、通勤手段のための自動車の駐車場はありませんが、バイク、自転車を置いていただくことはできます。
166	添付資料 1-3 対象業務概要 18-19 頁	業務番号 No. 26 幼稚園安全対策に係る警備業務について、対象施設は認定こども園 2 園となっておりますが、吹田南幼稚園と佐竹台幼稚園の認識で合っていますでしょうか。	そのとおりです。
167	添付資料 1-3 対象業務概要 19-20 頁・22 頁	業務番号 No. 28 千里丘北留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務（有人警備）と業務番号 No. 32 千里丘北留守家庭児童育成室機械警備業務（機械警備）について、業務番号 No. 32 業務概要 5-（2）有人警備が、業務番号 No. 28 に重複しているように見受けられます。重複部分について 1 名の配置でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、添付資料 1-3 対象業務概要の業務番号 NO. 32 の「5 業務概要」の「(2) 有人警備」の警備員配置については、同資料の業務番号 NO. 28 の警備員配置と重複するため、業務番号 NO. 32 の 5-(2) の項目を削除させていただきます。また、業務番号 NO. 28 の警備員配置について配置人員数 1 名以上と考えています。なお、業務番号 NO. 32 の記載事項の削除については、令和 4 年 11 月 14 日付で、同資料を修正し、本市学校管理課ホームページに修正後の資料を公開していますので、そちらも確認ください。
168	添付資料 1-3 対象業務概要 19-20 頁	業務番号 No. 28 千里丘北留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務（有人警備）について、(1) 業務日平日及び第 3 土曜日とするとありますが、(2) 業務時間 ②に第 4 土曜日と記載されています。どちらが正しいでしょうか。	ご指摘のとおり、添付資料 1-3 対象業務概要の業務番号 NO. 28 の記載事項に誤りがありましたので修正します。正しくは、第 4 土曜日です。なお、業務番号 NO. 28 の記載事項の誤りについては、令和 4 年 11 月 14 日付で、同資料を修正し、本市学校管理課ホームページに修正後の資料を公開していますので、そちらも確認ください。
169	添付資料 1-3 対象業務概要 20 頁	業務番号 No. 29 吹田市立学校園警備業務について、「千里丘北小学校については、現在既に機械警備を導入し乃至業務開始日を令和 6 年 5 月からとする」とありますが、機械警備機器は撤去されるでしょうか。撤去されない場合、撤去は可能でしょうか。この場合、受託者負担でしょうか。	当該校で現在設置している機械警備機器は、現行の契約業者が契約終了時に撤去します。
170	添付資料 1-3 対象業務概要 20 頁	業務番号 No. 29 吹田市立学校園警備業務について、「機械警備装置等は、本市と協議の上、令和 5 年 4 月から 9 月までの期間で設置を完了し」とありますが、夏休み期間（7/21～8/24）は協議の上であるでしょうか平日日中に作業可能と考えてよろしいでしょうか。	NO. 39 と同じ。作業方法や時間等の詳細については、受託者決定後、受託者と協議の上、決定します。
171	添付資料 1-3 対象業務概要 20-21 頁	業務番号 No. 30 はぎのきこども園の機械警備について、具体的な設置案や図面をご提示頂けないでしょうか。	添付資料 1-3 対象業務概要や参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照し、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討し、企画提案書に御提案ください。
172	添付資料 1-3	業務番号 No. 30 の頻度に「年末年始」及び業務番号 No. 31 の頻度の「年末年始」に	そのとおりです。NO. 39 を参照ください。

	対象業務概要 20-21頁	対する具体的期間については12/29～翌年1/3という認識でよろしいでしょうか。	
173	添付資料1-3 対象業務概要 21-22頁	業務番号No.31吹田南・佐竹台幼稚園の機械警備について、具体的な設置案や図面をご提示頂けないでしょうか。	No.171と同じ
174	添付資料1-3 対象業務概要 22頁	業務番号No.32千里丘北留守家庭児童育成室の機械警備について、具体的な設置案や図面をご提示頂けないでしょうか。	No.171と同じ
175	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号No.33小・中学校校務員委託業務について、対象施設は、小・中学校20校とのことですが、具体的にはどの学校でどのようにブロック分けされるのでしょうか。また対象施設以外の学校については、校務員が配置されているのでしょうか。84施設中、校務員のいない施設はどこでしょうか。	No.29と同じ
176	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号No.33小中学校校務員業務について、業務内容及び経費負担区分等、詳細は「従前の契約書・仕様書」の契約書添付の仕様書に基づくものとの認識でよろしいでしょうか。市所有の備品については使用することは可能でしょうか。	添付資料1-1仕様書、添付資料1-3対象業務概要及び参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を踏まえ、本市の要求する水準を下回らないよう、貴社が必要と考える実施内容、実施方法等を検討し、企画提案書に御提案ください。また、市所有の備品の使用に関しては、No.51を参照ください。
177	添付資料1-3 対象業務概要 24-25頁	業務番号No.35保育所等安全対策業務について 「保育所・幼稚園・認定こども園等28園」とは、いずみ小規模園をいずみ保育園に含めた形でしょうか。	そのとおりです。
178	添付資料1-3 対象業務概要 27頁	業務番号No.37「小・中学校便所清掃業務」について、34校が対象とありますが、上記対象施設名をご教示ください。また清掃対象物の箇所数もご教示いただけますでしょうか。	当該業務は、業務番号No.33の学校校務員の配置校（20校）は対象外としており、現時点で学校校務員を配置する対象校が決まっていないことから、受託者決定後に、受託者に開示します。
179	添付資料1-3 対象業務概要 27頁	業務番号No.37「小・中学校便所清掃業務」各対象物件の現受託事業者からの報告書をご開示いただけますでしょうか。また、使用薬剤（テイクワン等）・使用機材（ポリッシャー等）及び1校にかかる凡その作業時間（2名で4時間程度など）をご教示ください。	添付資料1-3対象業務概要と参考資料として配布している従前の契約書・仕様書から判断し、検討してください。受託者決定後、受託者と協議の上、実施方法を決定します。
180	添付資料1-3 対象業務概要 27-28頁	業務番号No.39「小・中学校落ち葉清掃業務」について、落ち葉清掃で使用する清掃道具は学校の備品を使用することができるでしょうか。受託者が持ち込む場合は、学校内での保管場所は提供頂けるでしょうか。	必要な使用機材等の調達は、添付資料1-1仕様書（第1章-4）の記載事項のとおり、受託者の負担で用意していただくため、学校備品の使用は認めません。また、受託者の持ち込みするものについても学校内で保管することはできません。
181	添付資料1-3 対象業務概要 27-28頁	業務番号No.39「小・中学校落ち葉清掃業務」について、回収した落ち葉に使用するゴミ袋は受託者負担でしょうか。	No.180と同じ
182	添付資料1-1 仕様書 4頁	第1章-11 原状回復義務について、貸与頂く施設とは、主に警備員室、校務員室、校務員作業場を想定しています。特別な造作をしていない状態であれば、設置備品を撤去して清掃を実施するという事でよろしいでしょうか。	添付資料1-1仕様書（第1章-11）の記載事項のとおりです。貸与を受けた時点の状態に復すために必要なことを実施してください。
183	添付資料1-3 対象業務概要 1-2頁	業務番号No.1-No.3（自家用電気工作物保安管理）に関して、対象施設における受変電設備の不具合事項一覧表をお示しください。	受託者決定後、受託者に開示しますが、業務番号No.2のことぶき保育園では不具合はありません。消火栓ホース耐圧試験、消火器耐圧試験、連結送水管耐圧試験につきましてはNo.106と同じです。
184	添付資料1-3 対象業務概要 3-4頁	業務番号No.4、No.5、No.6（消防用設備等保守点検）に関して、対象施設における消防設備の不具合事項一覧表をお示しください。また、本契約期間内に施行が想定され	受託者決定後、受託者に開示いたします。消火栓ホース耐圧試験、消火器耐圧試験、連結送水管耐圧試験につきましてはNo.106と同じです。

		る消火栓ホース耐圧試験、消火器耐圧試験、連結送水管耐圧試験等の特別な試験については別途契約と考えてよろしいでしょうか。	
185	添付資料 1-3 対象業務概要 5 頁	業務番号 No.7 (3 昇降機・リフト保守点検) に関して、令和 6 年度、令和 7 年度に増加されるエレベーターの積算に必要な資料は頂けるのでしょうか。(メーカー、機種品番、能力等)	NO.162 と同じ
186	添付資料 1-3 対象業務概要 6 頁	業務番号 No.10 (3 昇降機・リフト保守点検) に関して、現契約書では、12 校分ですが、令和 6 年度以降小学校 30 校 (35 基) に増加される昇降機の積算に必要な資料は頂けるのでしょうか。(メーカー、機種品番、能力等)	現在、6 業者 (35 基) と契約しておりますが、基本的に同内容のため、添付は 1 業者のみとしております。対象メーカーは、クマリフト (株)、菱電エレベータ施設 (株) (一部、菱光製あり)、(株) 日立ビルシステム、日本エレベーター製造 (株)、東芝エレベータ (株)、三菱電機ビルテクノサービス (株) です。
187	添付資料 1-3 対象業務概要 13-14 頁	業務番号 No.19、No.20 (8 建築物・建築設備定期点検) に関して、年度ごとの実施予定校名を御教授下さい。	別添「回答 NO.187 の別紙」のとおりです。
188	添付資料 1-3 対象業務概要 13-14 頁	業務番号 No.19、No.20 (小・中学校および幼稚園・保育所等建築物・建築設備定期点検) に関して、対象施設における点検不具合事項一覧表をお示しください。	受託者決定後、受託者に開示します。
189	添付資料 1-3 対象業務概要 16-17 頁	業務番号 No.23、No.24 に関して、点検実施にあたり、現場作業の期間ご指定はございますでしょうか。	NO.39 と同じ
190	添付資料 1-3 対象業務概要 16-17 頁	業務番号 No.23、No.24 に関して、学校、園毎に作業時間、日程の制限はございますでしょうか。	NO.39 と同じ
191	添付資料 1-3 対象業務概要 16 頁	業務番号 No.23 に関して、バスケットゴール等で点検作業にあたり、足場準備が必要な施設はございますでしょうか。必要場合は場所・数量をご教示いただけますか。	中学校 4 校の屋内運動場に設置されている天井吊式バスケットゴールの点検の際、足場が必要です。
192	添付資料 1-3 対象業務概要 19 頁	業務番号 No.27 ほかにて、「平日の代休日」の記載がありますが、年間で対象となる代休日は何日程度あるのでしょうか?	各育成室により異なりますが、年間で 5 日程度と見込んでいます。
193	添付資料 1-3 対象業務概要 19-20 頁	業務番号 No.28 の「6 頻度 (1) 業務日」では「平日及び第 3 土曜日とする」と記載がありますが、「同 (2) 業務時間」では「②第 4 土曜日」と記載があります。第 3 土曜と第 4 土曜のどちらが正でしょうか。	NO.168 と同じ
194	添付資料 1-3 対象業務概要 22 頁	業務番号 No.32 における業務時間について、「有人警備を実施していない時間帯」とありますが、この有人警備は業務番号 No.28 を指していて、業務番号 No.32 の業務概要に記載されている「(2) 有人警備」の項目は不要と考えてよろしいでしょうか。	NO.167 と同じ
195	添付資料 1-3 対象業務概要 23 頁	業務番号 No.33 に関して、(参考資料の従前の契約書・仕様書の別紙) 業務内容一覧内の適時業務について、令和 2 年度年間発生頻度・月間対応回数ほどの程度を想定すれば良いでしょうか?	当該業務については、令和 2 年度より外注 (委託) し、実施しています。現行、契約業者が業務を完遂したときは書面により報告を受けていますが、業務内容の詳細な報告※を求めているものではありません。したがって、本業務に含まれる個別の業務実績等について、詳細を把握しているものではありません。また、各業務の実施に当たっては、各学校長の指示の下、行っていただいています。 ※参考資料として配布している従前の契約書・仕様書「吹田市立小・中学校校務員業務等委託仕様書」の別紙 1 業務内容一覧の小区分ごとに報告のこと。
196	添付資料 1-3 対象業務概要 23 頁	業務番号 No.33 に関して、(参考資料の従前の契約書・仕様書の別紙) 業務内容一覧内の随時業務について、令和 2 年度年間発生頻度・月間対応回数ほどの程度を想定すれば良いでしょうか?	NO.195 と同じ

197	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、特定業務従事者が必要な業務について、各業務での追加人数及び作業時間を実績ベースでご教授ください。(排水桝及びU字溝清掃や大規模剪定作業等)	NO.195 と同じ
198	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、トイレ清掃の対応について、常時対応する者を男性で想定していますが、問題ありませんか？対応する時間等指定はありますか？	トイレ清掃について、従事者の性別の指定はありません。また、業務の実施に当たっては、各学校長の指示に従うものとしています。
199	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、窓ガラス清掃について、高所ガラス(例えば2階・3階の外側ガラス)は現行どのように実施されていますか？(1名且つ有資格者ではない場合、ブランコ作業や高所作業車は使用不能と推測しますが)また、対応できない箇所はありますか？またその箇所をご提示ください。	高所ガラスの清掃は、本業務の対象の範囲としていません。
200	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、蛍光灯の交換等、1名で実施することが安全上危険な場合(脚立を使用する等高所の場合)、現行どのように対応されていますか？	主として、業務責任者の訪問時に対応しています。
201	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、教材の補修・製作について、特に製作においてはどのようなものを製作されているか具体的なものをご教示ください。	NO.195 と同じ
202	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、随時の湯茶の準備はどのようなタイミング・頻度で発生するのでしょうか？また準備する量は各校どの程度を想定すれば良いのでしょうか？	NO.195 と同じ
203	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、植栽剪定について、対象となる樹木は各校ありますか？(3m以下の低木○本・手入れの必要な高木○本等具体的にご教授ください。	NO.195 と同じ
204	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、児童の登下校の誘導について、具体的にどのような作業となりますか？(車を車道で止める等の行為はありますか？)随時は月間何回発生しますか？	NO.195 と同じ
205	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、現行作業者の通常時の一日のタイムスケジュールをご教授ください。	NO.195 と同じ
206	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、現行責任者の通常時の一日のタイムスケジュールをご教授ください。	NO.195 と同じ
207	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、小・中学校校務員業務等委託について、20校(1ブロック4校×5ブロック)の対象施設及びブロック分けをご教授ください。	NO.29 と同じ
208	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 の業務責任者について、各ブロック内のどの学校に常駐するかの指定はあるのでしょうか？	受託者決定後、受託者と協議の上、決定します。
209	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 に関して、吹田市立佐井寺小学校、吹田市立東佐井寺小学校・吹田市立岸部第二小学校、吹田市立第二中学校の1ブロックは業務等委託契約書があり、業務内容一覧を確認できましたが、他4ブロックの業務内容も同一という理解でよろ	業務内容に差異はありませんが、学校によって、樹木が多い、敷地が広い等の特色があります。

		しいでしょうか。違いがありましたら、他4ブロックの業務内容一覧をご教授ください。	
210	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No.33 に関して、人員配置は1ブロックあたり責任者1名、作業員各校1名の合計5名以上、責任者と作業員との兼務は不可ということで、急遽作業員が勤務できない事態が生じた場合は責任者が代替勤務で想定しておりましたが、その際は責任者の代替も必要になりますか？他ブロックの責任者が兼務してもよろしいのでしょうか。	業務責任者の役割を担う責任者の配置が必要です。
211	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No.33 に関して、植栽剪定や除草作業で発生する枝葉・側溝清掃時に発生する汚泥を受注社側が処分することとなっていますが、令和2年度の年間発生量（実績）をご教授ください。	NO.195と同じ
212	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No.33 に関して、硝子の取替費用が受注者側の費用負担となっており、おおよその金額で年間427,000円となっています。年間での交換回数は何回でしょうか？またここ数年の平均的な金額と考えて良いでしょうか？	NO.195と同じ
213	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No.33 に関して、災害発生時（業務時間外の発生時）は令和2年度の実績では何回あり、対応時間の合計は何時間でしょうか？	NO.195と同じ。なお、令和2年度は災害等の対応はありませんでした。
214	添付資料1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No.33 に関して、作業内容の中で時間指定のある業務はどれで、具体的な指定時間をご教授ください。	NO.195と同じ
215	添付資料1-3 対象業務概要 27頁	業務番号 No.37 に関して、対象施設小中学校54校の内、対象34校の施設名称を御教授下さい。（現委託契約書の対象施設は小学校33校、中学校17校）	NO.178と同じ
216	添付資料1-3 対象業務概要 29頁	業務番号 No.42 に関して、令和5年度は対象施設が小学校5校となっておりますが、不明確な為、対象の施設名称を御教授下さい。	受託者決定後、受託者に開示します。
217	添付資料1-3 対象業務概要 29-30頁	業務番号 No.43 に関して、対象施設が保育所・幼稚園・認定こども園等16園となっておりますが、対象の施設名称を御教授下さい。	添付資料1-3対象業務概要（業務番号 NO.43）の対象施設数の記載事項に誤りがありましたので訂正します。正しくは、保育所・認定こども園等の24施設です。なお、業務番号 NO.43 の記載事項の誤りについては、令和4年11月14日付で、同資料を修正し、本市学校管理課ホームページに修正後の資料を公開していますので、そちらも確認ください。
218	添付資料1-3 対象業務概要 30頁	業務 No.44（15設備清掃）に関して、対象施設が保育所・幼稚園・認定こども園等29園となっておりますが、設備図面でも保育所の記載がありませんでしたので、4園以外の対象施設を御教授下さい。	本業務は、添付資料1-3対象業務概要（業務番号 NO.44）に記載のとおり、保育所、幼稚園、認定こども園等の29園を対象としています。施設名については、添付資料1-2対象施設一覧表で確認ください。
219	添付資料1-3 対象業務概要 30頁	業務番号 No.44 に関して、先日、図面データを頂きましたが、保育所・小規模保育施設には空調図面がありませんでした。GHPが設置されていて、GHPの保守契約書がありますが、室外機のみ情報しかなく、室内機の清掃業務の積算が出来ませんので、図面を頂くか、設置一覧表を頂きたく存じます。	別添「回答 NO.219 の別紙」のとおりです。
220	添付資料1-3 対象業務概要 31頁	業務番号 No.46 に関して、特記事項：各施設の汚泥の排出予定数量は一施設当たり0.12㎡（処分量）となっておりますが、マニフェストは必要でしょうか、又各施設別の発行が必要でしょうか。	産業廃棄物に当たるためマニフェストが必要です。また、必ずしも施設別に発行する必要はありません。

221	添付資料 1-3 対象業務概要 32-34頁	業務番号 No.47-No.53 に関して、剪定箇所・伐採対象・除草範囲等の判断・指示はどこの機関が行うのでしょうか。又、予算の算出は以前の実績から判断するのでしょうか。	NO.1-NO.4と同じ。また、見積り金額の算出については、添付資料 1-1 仕様書、添付資料 1-3 対象業務概要、添付資料 1-5 の別紙④～⑥及び参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照し、検討してください。
222	添付資料 1-3 対象業務概要 36頁	業務番号 No.58 に関して、令和元年は 2 校 2 室でしたが、その程度の発生頻度で考えれば良いのでしょうか。	教室内化学物質濃度測定精密検査業務については、毎年実施しているものではありませんが、別に実施する検査で、一定以上の数値が検出された場合、必要な検査業務になります。
223	添付資料 1-3 対象業務概要 39-40頁	業務番号 No.64 に関して、各学校のネットワーク構成図は提供いただけるのでしょうか。また頂ける場合はどのタイミングになりますでしょうか。	各学校のネットワーク図については、受託者決定後、受託者に開示します。
224	添付資料 1-3 対象業務概要 39-40頁	業務番号 No.64 に関して、ネットワーク管理者は各学校に配置されているのでしょうか。また貴市の方で連絡先を含め把握しているのでしょうか。	ネットワーク管理者については、各学校に配置はしていません。
225	添付資料 1-3 対象業務概要 39-40頁	業務番号 No.64 に関して、「本市ネットワーク事業者が受付を行い」と記載がありますが、「本市ネットワーク事業者」から直接、受託事業者に保守依頼が行われるという想定でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりですが、実施方法等は、受託者決定後、受託者と協議の上、決定します。
226	添付資料 3 提出書類様式 (様式 8)	「同種業務実績表」における契約金額をはじめとした機密の情報について、本入札への参加者が貴市に開示する場合において、貴市も提供された情報に守秘義務を負い、第三者への公開は行わないものと理解してよろしいのでしょうか。	同種業務実績表(添付資料を含む。)での記載について、本市がホームページ等で公表することはありません。本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合においては、各事業者の利益を損なわない範囲で一部公開することがあります。今回提出いただく場合においても、守秘義務が含まれる場合は、該当箇所を伏せて提出いただいても構いません。
227	添付資料 3 提出書類様式 (様式 7)	「会社概要書」に関して、ISO の認証取得状況について正確に記載すると、枠の拡大が必至となりますが、入力枠の拡張やページ数の追加は許容されるのでしょうか。	様式については、必要に応じて枠を拡大していただいても構いませんが、文字の字体や大きさ等は極力変更しないようにお願いします。また、必要であれば別紙資料を添付していただいても構いません。
228	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5 頁	第 4 章-4-(1) 赤外線センサーを 1 階階段の上り口に設置するとありますが、外部階段の場合にも設置するのでしょうか？	NO.82 と同じ
229	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5 頁	第 4 章-4-(1) 2 階より上階の学習室や相談室、会議室、視聴覚室等、仕様書に列記された部屋以外の部屋には、人感センサーは設置しないでよろしいのでしょうか？	NO.82 と同じ
230	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5 頁	第 4 章-4 (1) 1 階の全ての部屋に人感センサーを設置するとありますが、倉庫等にも設置するのでしょうか？	NO.82 と同じ
231	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5 頁	第 4 章-4-(1) 1 階にある下足室は開放されているので、人感センサーを設置しない事でよろしいのでしょうか？	NO.82 と同じ
232	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5 頁	第 4 章-4-(1) プールに設置予定の赤外線センサーは周辺を囲む形の、4ヶ所とする事でよろしいのでしょうか？	NO.82 と同じ
233	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書	第 4 章-4-(1) 地階について、外部から入館できる場合には、1階と同じで、すべての部屋に人感	NO.82 と同じ

	5 頁	センサーを設置することでよろしいでしょうか。	
234	添付資料 1-3 対象業務概要 20 頁	業務番号 No. 29 について、現在機械警備が導入されている千里丘北小学校について、現行契約が終了後、その設備をそのまま利用することは可能でしょうか？	当該業務の機械設備機器は、現行の契約業者が契約終了時に撤去するため、その後、受託者が利用することはできません。
235	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 1 頁	第 1 章-2 機械装置の設置個所について、添付資料 1-3 対象業務概要の業務別番号には有りませんが、仕様書の基本的事項に記載されている通り、小学校敷地内で運営している幼稚園・認定こども園及び留守家庭児童育成室も、機械装置を設置する認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書に対象施設や各施設の設置箇所（案）等について記載していますので、今一度確認ください。
236	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 4 頁	第 4 章-2 火災警報及び設備警報について、24 時間監視でよろしいでしょうか？	NO.82 と同じ
237	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 5 頁	第 4 章-4-(1) 「別紙 施設別機械装置設置個所（案）」を頂く事は可能でしょうか？	NO.78 と同じ
238	添付資料 1-3 対象業務概要 9 頁	業務番号 No. 13 小・中学校プール循環ろ過装置保守点検業務について、遊離残留塩素維持装置（薬品注入装置）等の付属設備は存在しないと考えてよろしいでしょうか？ また投入薬品などの購入費は含まれていないと考えてよろしいでしょうか？	すべての小・中学校に薬品注入装置は設置されています。また、投入薬品の購入費や薬品注入装置の修繕費等については、本業務には含まれておりません。
239	添付資料 1-3 対象業務概要 39-40 頁	業務番号 No. 64 学校教育情報通信ネットワーク保守業務について、本業務はネットワークの構築、設定、不具合改善などの業務を除く、有線 LAN、ハブなどの接触不良個所の調査、部品交換による改修作業、配線整理などと考えてよろしいでしょうか？	そのとおりです。
240	添付資料 1-3 対象業務概要 39-40 頁	業務番号 No. 64 学校教育情報通信ネットワーク保守業務について、令和 4 年度からの新規事業とありますが、現状の有線 LAN 普通等の不具合連絡件数や対応実績などの資料が御座いましたら開示頂けないでしょうか？	NO.150 と同じ
241	添付資料 1-3 対象業務概要 23 頁	業務番号 No. 33 小・中学校校務員委託業務について、対象施設数が小・中学校 20 校とありますが、20 校の内訳（学校名）は決まっていますか。また、20 校の中に現行業務委託の履行場所も含まれていますか。残る 34 校には学校校務員（市職員）が配置されているという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	NO.29 と同じ
242	添付資料 1-1 仕様書 5 頁	第 1 章-17-(1) 学校校務員と協力して行う業務に関して、市で想定されている業務内容をご教示下さい。	現行、主に修繕業務、樹木剪定及び除草業務等は、学校校務員が対応できないものについて外注（委託等）し、実施しています。この現状を踏まえ、学校校務員と受託者の役割分担や連携を行うことで、より効果的・効率的に実施できるよう、企画提案書に御提案ください。
243	実施要領 3 頁	1-(6) 提案上限額が 4,940,381 千円（税込）内には修繕費固定額 808,533 千円も含まれているとの理解で宜しいでしょうか御教示ください。	実施要領（1-(6)）の記載事項のとおりです。
244	添付資料 1-1 仕様書 5 頁	第 1 章-16 保険加入についてですが、現在会社で入っている施設賠償保険とは別に指定管理業務のように別途、吹田市学校保育施設包括管理専用の施設賠償保険に加入する必要があるのでしょうか、また、吹田市として考えておられる保証額はいくらののでしょうかご教示ください。	添付資料 1-1 仕様書（第 1 章-16）の記載事項のとおりです。
245	添付資料 1-1 仕様書 8 頁	第 3 章-5-(2) 受託者は学校からの設備不具合に対して緊急対応をするとの記載がありますが過去に実績として年間 1 施設ごとの設備不具合の対応をされているのでしょうかご教示ください。	添付資料 1-5 の別紙①～⑥を参照ください。
246	添付資料 1-3	業務番号 No. 64 各施設のネットワークを構築、施工された業者はどこのメーカーな	現在のネットワーク構築については、全小・中学校を同年度に施工しました。



	対象業務概要 39-40頁	のでしょうかまた、施設毎で違うのでしょうかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度 特別教室を中心としたネットワーク構築（施工業者不明）</li> <li>・平成21年度 普通教室を中心としたネットワーク構築（施工業者不明）</li> <li>・平成29年度 上記で不足する教室へのネットワーク構築（(株)内田洋行施工）</li> <li>・令和4年度 上記で不足する教室へのネットワーク構築（(株)内田洋行施工）</li> </ul>
247	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 提出書類「同種業務実績表（様式8）」について、様式内に各案件の契約書・仕様書の写しを添付と記載がありますが、その全てを添付すると、膨大な枚数となり通常の紙ファイルに綴ることは困難となります。添付するのは契約内容、業務内容がわかるページを抜粋したものでよろしいでしょうか。	実績に掲げる案件のすべての契約書の写しを添付してください。仕様書等の写しについては、業務の種類や業務概要がわかる程度が記載されている箇所のみで結構です。1つの実績につき2~5枚程度の写しを添付いただくことを想定しています。
248	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 証明書類について、①の書類は、納税証明書「その3の3」を指しますか。	NO.15と同じ
249	実施要領 7-8頁	5-(6)-③-イ 証明書類について、①~③の提出書類（納税証明書）は原本ではなく、写しでの提出で問題ないでしょうか。※（様式7）会社概要書に添付する③登記簿謄本は「写し可」との記載があったため。	NO.14と同じ
250	実施要領 4頁	2-(2)-①-キ 総括責任者の勤務場所に定めはありますでしょうか	ありません。
251	実施要領 4頁	2-(2)-①-キ 総括責任者は、施設ごとではなく、本契約で1名の認識ですが、間違いはないでしょうか。	本市は必ず1名以上の配置を求めているところですが、その上で、貴社が必要と考える配置数を企画提案書に御提案ください。
252	実施要領 4頁	2-(2)-①-キ 総括責任者について参加表明の際に実績を提出することとなっているが、開始までに約1年間期間があり、開始までに総括責任者を変更が必要となった場合は、変更が可能なのかどうか	NO.148と同じ
253	実施要領 4頁	2-(2)-①-キ 総括責任者は開始後に変更は可能でしょうか。定期異動があるため、この期間は異動が出来ないのかの確認です。ただし、変更には同等の経験を有する者を総括責任者とする前提です。	NO.148と同じ
254	添付資料3 提出書類様式 （様式6）	「2 総括責任者の実務経験経歴」の総括責任者実務実績表に関してですが、総括責任者の実務経験経歴を出すにあたり、「実務経験が証明できる書類」を添付することとあるが、どのような書類でしょうか。過去の実績をまとめたものの提出でよろしいでしょうか。	NO.127と同じ
255	添付資料1-1 仕様書 3頁	第1章-4 使用機材等の調達について、「受託者は、本業務の実施に必要な設備、計器、工具、仮設材、養生材、消耗品等を受託者の責任と負担により調達すること」とあるが、清掃に関する消耗品でトイレトーパー等の費用負担は事業者になりますでしょうか。また、消耗品等の負担が事業者となる場合、年間の総額費用の実績を開示していただきたい。	当該項目では、本業務の実施に当たり必要な使用機材等の調達が受託者負担になるものと説明しているものです。なお、消耗品等の負担が事業者となる場合の年間の総額費用の実績については、業務完了の際の報告書において、その実績についてまで求めているものではありませんので、把握していません。
256	添付資料1-1 仕様書 4頁	第1章-7 費用負担について、受託者が「全ての業務の実施に当たっては、受託者の責任と費用にて実施すること」とあるが、消耗品も含まれていますでしょうか。その場合、	本業務の実施に当たって必要な費用は、すべて契約金額に含まれます。ただし、この契約金額には、固定費である修繕業務に関わる費用も含まれており、当該修繕費用は単年度ごとに精算するというものです。したがって、消耗品に関わる費用などは、企画提案内容によるところであり、本市が提示するものではないものと

		内容と年間の総額費用の実績を開示していただきたい。	考えています。
257	添付資料 1-1 仕様書 4 頁	第 1 章-10 業務の引継ぎについて、「受託者は、契約期間の満了又は契約の取消しにより委託業務を終了する場合は、契約期間満了の前 6 か月程度の期間、次期委託契約の受託者とともに施設点検等に同行させ、円滑な引継ぎに協力すること。」とあるが、引継ぎを受ける場合の期間は、2022 年 4 月から 9 月なのかどうか。	当該項目は、本業務の契約期間の満了又は取消による業務終了時における引継ぎについて、本業務の受託者が、次期契約の受託者に業務の引継ぎに協力していただくことを説明しています。なお、本業務の準備期間（契約締結後から令和 5 年 9 月 30 日まで）においては、本市職員が受託者に業務の引継ぎを行います。
258	添付資料 1-1 仕様書 4 頁	第 1 章-10 業務の引継ぎについて、現行の業者との引継ぎを受ける場合、現行業者との調整は吹田市が調整していただけるのか	次期委託契約の受託者に対する引継ぎについては、その調整含めて、現行の業者が行います。
259	—	現在の各業者数を教えて頂けないか。警備 ②清掃 ③植栽 ④修繕の種別でのイメージです。	添付資料 1-5 の別紙①～⑥及び参考資料として配布している従前の契約書・仕様書を参照ください。
260		警備員と校務員の兼務は可能か。	警備員と学校校務員（直営か否かにかかわらず）の兼務は認めません。
261	添付資料 1-3 対象業務概要 5 頁	業務番号 No.7 小・中学校のエレベーター保守点検に記載されている令和 8 年 1 月増加予定とあるが、実施は吹田市が行う認識だが、どうでしょうか。	添付資料 1-3 対象業務概要における対象施設数、頻度、数量等の記載事項は、本業務の対象です。
262	添付資料 1-3 対象業務概要 5 頁	業務番号 No.8 吹田市立はぎのきこども園エレベーター遠隔監視メンテナンス業務ですが、対象施設数、基数に変更が生じる可能性があるかと記載されていますが、業務番号 No.7 の増設の事を指すのでしょうか。現段階では、1 基の認識ですが、10 基、20 基と増えるイメージでしょうか。また、その金額も今回の契約に含まれるのでしょうか	業務番号 No.7 の増設とは別に対象施設数、基数に変更が生じる可能性があることを示しています。現段階では急激に基数が増加する見込みはありませんが、基数の増減があった場合には、業務の実施方法等について、本市と受託者で協議の上、決定するものと考えています。
263	添付資料 1-3 対象業務概要 5-6 頁	業務番号 No.9 吹田南幼稚園エレベーター保守点検業務ですが、対象施設数、基数に変更が生じる可能性があるかと記載されていますが、業務番号 No.7 の増設の事を指すのでしょうか。現段階では、1 基の認識ですが、10 基、20 基と増えるイメージでしょうか。また、その金額も今回の契約に含まれるのでしょうか	No.262 と同じ
264	添付資料 1-3 対象業務概要 27-28 頁	業務番号 No.39 小・中学校落ち葉清掃についてですが、必ず 2 人 1 組なのか。または、配置は 2 名であるが、実施は 1 名が交代制の意味合いでしょうか。また、ごみの処理等とは、ゴミの廃棄までを指すのでしょうか	各業務の配置人数については、添付資料 1-3 対象業務概要と参考資料として配布している従前の契約書・仕様書の記載事項から判断し、検討してください。なお、現行の当該業務におけるごみの処理については、ごみの処理（廃棄）は学校が行いますので、受託者には排出したごみを各学校のごみ庫まで運搬していただいています。
265	添付資料 1-3 対象業務概要 19-31 頁  参考資料 従前の契約書・仕様書	業務番号 No.27～No.46 の契約に関して、契約金額が半日 3、930 円で仕様書では 4 時間となっています。配置は 2 名となっておりますが、1 名計算でも単純に計算すると 982.5 円/H となり、最低賃金を割っています。この内容で令和 5 年度以降の金額を予算として計算しているのでしょうか。また、この金額は 2 名分でしょうか。	本業務に係る本市の積算内訳を開示することはできません。参考資料として配布している従前の契約書・仕様書は過去 3 年間のものとなっておりますが、各業務の契約に当たっては関係法令を遵守の上、契約締結しています。また、各業務の配置人数については、添付資料 1-3 対象業務概要と参考資料として配布している従前の契約書・仕様書の記載事項から判断し、検討してください。
266	添付資料 1-3 対象業務概要 27-28 頁  参考資料 従前の契約書・仕様書	業務番号 No.39 の契約書第 5 条では、「受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して公益社団法人吹田市シルバー人材センター以外の第三者に委任し、又は請負わせてはならない。受注者は、委託業務の一部を公益社団法人吹田市シルバー人材センター以外の第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」とあるが、吹田市シルバー人材センターに依頼する前提となる契約でしょうか。また、受注した場合も同様に依頼する認識でしょうか。	添付資料 1-1 仕様書（第 1 章-8）の記載事項のとおり、市内業者の活用を行ってください。また、その具体の活用方法等については、企画提案書に御提案ください。

267	添付資料 1-3 対象業務概要 24頁  参考資料 従前の契約書・仕様書	業務番号 No. 34 吹田市立小学校安全対策受付員業務の契約書には「第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して公益社団法人吹田市シルバー人材センター以外の第三者に委任し、又は請負わせてはならない。受注者は、委託業務の一部を公益社団法人吹田市シルバー人材センター以外の第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」とあるが、吹田市シルバー人材センターに依頼する前提となる契約でしょうか。また、受注した場合も同様に依頼する認識でしょうか。	NO.266と同じ
268	—	警備員の配置状況や業務内容が分かる1日の時程表やローテーション表の開示は可能でしょうか。	現行の業務に関することは、受託者決定後、受託者に開示します。
269	—	女性警備員を想定したロッカー、更衣室は有るのでしょうか。	警備員等が使用できるロッカーや更衣室はありません。
270	—	運動会など大型イベントの開催時は警備体制などの変動はあるのでしょうか。	施設ごとで状況は異なりますが、変動の可能性はあります。しかし、一定の計画性をもって対応できない案件はほとんどないものと見込んでいます。
271	—	警備員1名配置時に休憩をとる場合は、配置を離れても可能でしょうか。	可能ですが、その間の時間帯における施設職員や他の業務との連携による対応は必要だと考えていますので、受託者決定後、受託者と協議の上、実施方法を決定します。
272	—	敷地内における拾得物・遺失物の取扱いはあるのでしょうか。	敷地内で拾得物・遺失物を発見した場合は、各学校長等に直接報告していただいています。
273	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 3-4頁	第3章 受付・施設管理業務にて、受付・施設管理配置人数は、各小・中学校に1名とあるが、この1名は制服を着た警備員ではないという理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
274	添付資料 1-4 吹田市立学校園警備業務 仕様書 7頁	第5章-3 巡回警備業務について、4班編成で行い、パトロール車(4台)を使用し、2人1組とする。とあるが、班の編成やパトロール車の台数を増減することは可能でしょうか。	NO.82と同じ
275	添付資料 1-3 対象業務概要 19-20頁	業務番号 No. 28 の千里丘北留守家庭児童育成室の警備業務について、配置人数が記載されていないが、何名での配置になるのでしょうか。	NO.167と同じ
276	—	警備員・校務員・受付員の通勤に関して、公共交通機関の以外(自家用車など)での通勤は可能でしょうか。また可能な場合、各施設での駐車場利用は可能でしょうか。	NO.165と同じ
277	添付資料 1-3 対象業務概要 23頁	業務番号 No. 33 小・中学校校務員委託業務の頻度について、20校を5ブロック、1ブロックあたり4校で区分とあるが、ブロックの構成比率を変更することは可能でしょうか。	ブロックの構成比率を変更することは、基本的には認めていませんが、より効果的・効果的な実施方法等があれば、企画提案書にて御提案ください。
278	添付資料 3 提出書類様式 (様式8)	複数の施設、複数の業務とは何件以上であればよろしいでしょうか。提出する実績は、指定がございますか。	複数とは2つ以上であることです。
279	添付資料 1-1 仕様書 2頁	第1章-1 業務統括責任者の配置人数はご提案でよろしいでしょうか。	NO.132と同じ
280	添付資料 1-1	第1章-2-(8)	受託者側で負担すべきもの(こと)について、本市は把握していません。

	仕様書 3頁	適法に処理すること。処分費用は受託者の負担ですか。受託者の費用負担の場合、過去の実績をご教示ください。	
281	添付資料1-1 仕様書 3頁	第1章-4 使用資機材の調達（設備、工具、仮設材、養生材、消耗品）は受託者の責任と負担により調達となっていますが、過去の調達実績を開示いただけるのであればお願いいたします。校務員作業場にある設備、計器、工具、などは現状のまま引き継がれますか。撤収されますか。	受託者側で負担すべきもの（こと）について、本市は把握していません。また、校務員作業場にある工具等については、NO.51のとおりです。
282	添付資料1-1 仕様書 4頁	第1章-9 市が委託料により物品を購入させるときは、購入後の物品は本市の所有に帰属するとあるが、消耗品などがある物品については、消耗品購入費は市の委託料より購入でよろしいでしょうか。	NO.24と同じ
283	添付資料1-1 仕様書 5頁	第1章-15 委託業務の処理に関して生じた損害は受託者が負担することとあるが、受託者が加入している損害賠償責任者保険の限度内でよろしいでしょうか。	受託者は業務実施上のリスクを想定し、不測の事態に備えるため、損害賠償責任者保険に加入することを要求しているものです。その上で、本業務が安定的かつ円滑に実施できるよう加入する保険については検討してください。
284	添付資料1-1 仕様書 5頁	第1章-17-(1) 学校の管理・清掃及び軽微な補修等を校務員の方が実施されており協力して業務を行う場合、資機材等も場合によっては共有して使用することは可能でしょうか。	学校校務員と協力して行う業務、軽微な補修及び修繕業務が、より効果的・効率的に行うことができる実施体制や実施方法等を企画提案書にて御提案ください。受託者の企画提案内容を踏まえ、受託者と協議の上、詳細な実施方法の内容等を決定します。
285	添付資料1-3 対象業務概要 10頁	業務番号 No.14 について、第二中学校のガス吸収式冷温水発生機のメーカー指定の点検業者を開示していただけますでしょうか。	NO.137と同じ
286	添付資料1-3 対象業務概要 18頁・24-25頁	業務番号 No.25、No.34、No.35 について、有人警備の警備員と受付員業務の受付員と安全対策業務の安全管理員は別々の業務をする認識でよろしいでしょうか。それとも1名で運用しても可能であれば問題ないでしょうか。	NO.164と同じ。また、業務番号 No.25、No.34、No.35 では、それぞれで学校門や園門での立哨、受付、門周辺の安全監視等業務を行っています。添付資料1-3 対象業務概要や参考資料として配布している従前の契約書・仕様書等の記載事項を踏まえ、本市が求める水準を下回ることがないよう、貴社が必要と考える実施内容、実施方法及び頻度等を検討し、企画提案書に御提案ください。
287	添付資料1-3 対象業務概要 24頁	業務番号 No.34 について、現在、中学校に関しては、有人警備は無い認識ですが、間違いはないでしょうか。また新たに中学校は07時から08時30分までの間で有人警備を実施する認識で間違いはないでしょうか。	添付資料1-3 対象業務概要（業務番号 NO.34）の記載事項のとおりです。
288	添付資料1-3 対象業務概要 18頁	業務番号 No.25 小、中学校安全対策に係る警備業務（有人警備）について、小学校36校、中学校18校とあるが、千里丘北小学校は有人警備無しとの話であったが、令和5年10月からは配置が必要になる認識で良いでしょうか。	添付資料1-3 対象業務概要（業務番号 NO.25、NO.29、NO.34）及び添付資料1-4 吹田市立学校園警備業務仕様書の記載事項のとおりです。
289	—	校務員の業務責任者について特別な資格等が必要か	資格等は必要ありません。
290	—	携帯電話などの何か現場で貸与品はありますでしょうか。	No.51を除いてはありません。